

実現は目前

日本の商環境に関するEBC報告書

2016年



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

実現は目前

日本の商環境に関する E B C 報告書
2 0 1 6 年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

European Business Council in Japan European (EU) Chamber of Commerce in Japan

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Danny Risberg

Vice-Chairman:

Carl-Gustav Eklund

Executive Operating Board:

Michael A. Loefflad (Austria)
Els Verhulst (Belgium/Luxembourg)
Jonty Brunner (Britain)
Claus Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Guy Bonaud (France)
Albert X. Kirchmann (Germany)
Matthew G. Connolly (Ireland)
Francesco Tiberio (Italy)
Hiroshi Ishiwata (Netherlands)
Rune Nordgaard (Norway)
Takeshi Fujiwara (Sweden)
Markus Gfeller (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Bjorn Kongstad

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 16 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にわたる通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にわたる通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 350 人が、EBC の 26 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
E メール：ebc@gol.com
ホームページ：https://www.ebc-jp.com

実現は目前
日本の商環境に関する EBC 報告書
2016 年

編集主幹：Bjorn Kongstad

© 2016 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
E メール：ebc@gol.com ホームページ：https://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ	6
事務局長からのメッセージ	7
はじめに	10
ビジネス関連	
人的資源	14
知的財産権	16
法律サービス	18
小売・卸売	20
税制	22
金融サービス	
資産運用	26
銀行業務	28
保険	30
運輸・通信	
航空会社	34
鉄道	36
電気通信事業者	38
電気通信機器	40
物流・貨物輸送	42
医療・衛生	
動物用医薬品	46
臨床検査機器・試薬（体外診断）	48
医療機器	50
医薬品	52
ワクチン	54
化粧品・医薬部外品	56
消費財	
酒類	60
食品・農業	62
産業	
自動車	66
自動車部品	68
航空	70
宇宙	72
防衛・安全保障	74
建設	76
産業用材料	78
エネルギー	80
補遺	
Pinnacle Sponsors	84
Gold Star Sponsors	86
Blue Star Sponsors	87
Special Sponsors	89
Sponsors	90
Supporters	92
Executive Operating Board	93
Board of Governors	94

本報告書の作成に当たりご協力いただいた、ピナクル、ゴールドスター、ブルースター・スポンサー各社に感謝の意を表します。

Pinnacle

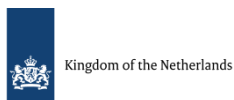
CHANEL

PHILIPS

Gold-Star

ABB

Blue-Star



すべてのスポンサーは、本報告書巻末の補遺の章に記載されています。皆様のご支援に深く感謝いたします。

メッセージ



会長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）の 2016 年版報告書「実現は目前」をお届けいたします。

なぜ「実現は目前」というタイトルなのか？言うまでもなくそれは、4 年近い交渉を経て、EU-日本自由貿易協定がようやく、単に理論上可能なことではなく、文字通り実現可能なことに見えつつあるからです。EBC は、従来の EU-日本間の規制問題についての対話が、通商関係の真のポテンシャルはもちろんのこと、実のある改革すら決

して実現しないであろうことを認識して以来このかた、長年にわたってそうした協定を求めてきました。進展のなさは、日本での成長と投資を熱望する欧州企業の努力を挫き、欧州企業のみならず、日本市場や日本経済全体にも害を及ぼしました。変革を求めているのは何も欧州企業だけではありませんでした。日本企業も、自社の EU 事業で直面する課題の解決を模索していました。結局のところ、日本も EU も、通商拡大がもたらすことになる景気浮揚効果をみすみす逃す手はありませんでした。そこでついに 2013 年、EU-日本自由貿易協定へ向けての交渉を開始する決定が下されました。

以来、多数の会合と数次にわたる交渉が行われてきました。とはいえ、今もって、交渉が成功を収める保証はありません。本報告書で取り上げられた様々な問題にわたって大きな障害がいまだ残っています。私たち EBC は、最終的な協定が持続的な効用をもたらすためには、懸案となっているすべての問題を双方に満足の行く形で解決しなければならないと確信しています。そうした大志を欠いたり、バランスを欠いた協定は結局のところ支持を得られないことも明らかです。また、現実問題、コンセンサスを達成するために必要な政治的機運が永遠に続くわけでないことも承知しています。したがって EBC は、この決定的好機が過ぎ去る前に、真に包括的な EU-日本自由貿易協定の確保に今すぐ的を絞るよう、日本と EU の首脳に要望しています。

と同時に EBC は、自由貿易協定の範囲外にあるとはいえ、日本で活動する国内外の企業の妨げとなる多くの問題の改革を追求する手を緩めません。そうした問題としては、対日投資にあまりにも頻繁に水を差す税制、患者の福祉にとってきわめて重要な医薬品に予測不可能な薬価改定を押し付ける医療制度、高すぎるためビジネスの排除につながる空港使用料、コストを膨らませるだけで消費者には何のメリットもない表示要件、いまだに業績よりも勤続年数に報いる労働法などがあります。EBC の各専門委員会によって執筆された本報告書の個々の章は、これらやその他多くの問題について詳述し、よりオープンで競争的かつ盛況な経済への軌道に日本を乗せることになる改革を提案しています。多くの場合、必要とされる変革は単純明快であり、政府のサポートがあれば簡単に実現できます。したがって実現は、もう一度繰り返すなら、じれったいほど「実現は目前（手の届くところに）」あるのです。

EBC は、日本と EU への深い関わりと、日欧やその他の市場でのビジネス運営についての膨大な知識と経験を有しています。EBC は、EU と日本が新たなレベルの相互貿易と経済成長を促進する手助けをするために EBC が提供しうるあらゆる詳細な情報とアイデアを提供する用意があります。EU-日本 FTA 交渉が締結へ向けてじわじわと進むなか、強力な協定が企業、消費者、経済にもたらす恩恵はますます明らかとなりつつあります。今こそ、双方の当局がそうした恩恵にしっかりと的を絞り、その実現を確保すべき時です。膨大な通商、膨大な投資、膨大な雇用、膨大な企業の命運がその成功にかかっています。成功はついに「実現は目前」まで来ました。それを逃してはなりません！

ダニー・リスバーク
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 会長
(株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン代表取締役社長)

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2016 年版の報告書「実現は目前」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。



欧州連合と日本の間の自由貿易協定へ向けての交渉は正念場を迎えています。多数の問題が依然未解決であるとはいえ、現実成功が見込まれるだけの十分な進展が見られていると私たちは理解しています。これは、それぞれの経済が相互貿易・投資の大幅な拡大から恩恵をこうむることになる EU・日本双方にとって朗報です。これは企業にとっても朗報です。ここ日本では、欧州企業は、発展と成長を目指す努力をむしろあらゆる種類の関税や措置と長年格闘してきましたが、この協定はついに、その多くを撤廃できることでしょう。とはいえ、まだ警戒を解くわけにはいきません。失望に終わるおそれ、すなわち、協定が重要な問題への対処を怠る、あるいは双方の利益のバランスを取り損なうおそれが依然あります。この点に留意して、EBC の各専門委員会は、各業種・業界で直面している障壁についての詳細な情報を提供し、交渉プロセスをサポートすることを懸命に続けています。本報告書の個々の章では、各専門委員会にとっての交渉面の最優先課題を取り上げています。真に包括的で野心的な協定を、そして成功を達成するためには、こうしたすべての最優先課題について討議して解決することが必要不可欠です。

それと同時に、EBC は、日本でのビジネス展開を妨げる、FTA 交渉の範囲外にある多数の重要な問題を解決するよう、日本の当局に引き続き要望します。こうした問題の中には、日本で活動する外国企業に限ったものもあり、すべての市場参加者にとって公正・公平な競争条件の実現を目指し続けてきた外国企業の苦労がしのばれます。中には、日本で活動する国内外すべての企業に共通した問題もあり、規制改革によってより世界的に統合された競争的な経済を創出する差し迫った必要性を明示しています。各専門委員会による本報告書の各章は、そうした問題について詳述するとともに、その解決方法を提案しています。日本経済がポテンシャルをフルに発揮できるようにすることに心血を注いでいるすべての皆様に各委員会の提案を委ねる次第です。

本報告書はもとより、EBC の活動に貴重な貢献をいただいている EBC の各専門委員会に感謝いたします。今年も多数のインプットを本報告書へと取りまとめるとともに、「はじめに」できわめて有益な概要も執筆してくださった EBC のポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏にも深く感謝申し上げます。

多数の主要関係団体、とりわけ欧州各国商工会議所やその他の在日ビジネス団体の継続的なサポートに心より感謝申し上げます。貴重な洞察と助言をいただいた駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館にも感謝申し上げます。末筆ながら、本書の刊行を実現してくださった、巻末のスポンサー様、支援者様セクションに掲載されている EBC 会員の皆様にも心より感謝申し上げます。

2016 年は日本でのビジネスにとって、またしても厳しい年となりました。EBC は成長と長期的な繁栄を真に育む環境づくりを手助けするために、できる限りのことに取り組む覚悟でいます。本報告書は、必要とされる重要な措置の多くにハイライトを当てています。これらの措置に迅速かつ適切に取り組むならば、より明るい経済の未来について「実現は目前」のです。

アリソン・マリー
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 事務局長

はじめに

はじめに

人生には時として、刻苦精励の末に、かつて遠くにあった目標が今や目前にあるという認識が生じ始める瞬間がある。それは、成功が近いという楽観と、達成可能であることが明白な成果がそれでもまだ失われかねないという不安に満ちた瞬間である。日本の商環境に関するこのEBC報告書が印刷に回されるのはまさにそうした瞬間である。景気を浮揚させ、EU-日本間の通商と投資を強化する歴史的な2つの機会がじれったいほど実現に近づいているとはいえ、それでもなお、いとも簡単に逃げ去ってしまうおそれもある。EBCは、これらの機会にかかっている事の重大さを理解しうるまたとない立場にあり、ようやく実現が目前となったこれらの機会をついにしっかりと確実に掴むために何をしなければならないかにハイライトを当てることに本報告書の的を絞ってきた。

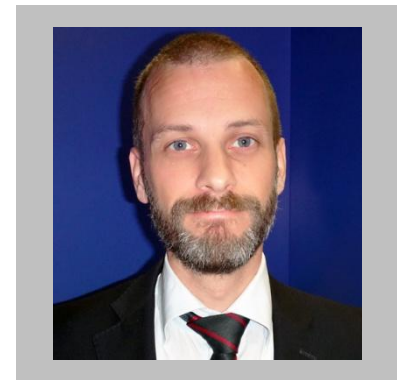
第一の機会は、EU-日本自由貿易協定／経済連携協定（FTA/EPA）である。長年にわたる実効なき規制改革対話は、EUと日本双方に対して、日EUの相互通商関係における膨大な未開発のポテンシャルが、適切に取り決められた拘束力ある協定によってしか実現できないことを証明した。そうした協定へ向けての作業は2013年4月に正式に開始され、17ラウンドほどにわたる交渉を経た今、成功の見込みが現にあると言えるほど十分な進展が見られている。この見込みを消散させてはならない。

FTA/EPA交渉は、関税、非関税措置、サービス、投資、調達、衛生植物検疫措置、原産地規則、知的財産権、競争を含む、EU-日本通商関係の多くの重要な側面をカバーしている。EBCが当初より明言している通り、協定の経済的ポテンシャルを達成し、双方の支持を勝ち得るためには、最終的な協定はこれくらい包括的でなければならない。したがってEBCは、EU企業の観点から、交渉の最終ラウンドが近づくにつれ、協定が以下のことを確実に実現するべくあらゆる努力が払われるよう腐心している。

- 規格、製品認証、上市承認の相互承認、および国際規格の採用 — 例えば乗用車、家庭用品、自動車部品、臨床検査機器・試薬（体外診断）、電気通信機器等々に関して。
- 製品が日本市場に到達するのを妨げたり遅らせる不必要なコストや事務手続きといった障壁の撤廃 — 例えば産業用材料・食品に対する関税、輸入ワクチンの過剰な規制、日本独自の製品表示要件。
- 日本市場で活動する国内外のすべての企業の公正な競争と平等な待遇 — 例えば航空会社、宅配便、保険業界などにおいて。
- 公共事業契約に関する公正で開かれた入札 — 例えば日本の鉄道および建設業界において。
- 対日直接投資の条件整備 — 例えば研究開発の税制上の扱いや国境を越えた三角合併に関する規則の改善。

これは、EBCによって作成された現実離れした欲しいもののリストではない。これは、EU-日本FTA/EPAが相互通商・投資水準の向上およびEU経済と日本経済の両方で大いに必要とされる成長に関してそのポテンシャルをフルに実現するために達成しなければならぬことについての現実的な評価である。それは、日本市場での成長を目指す取り組みが、不必要かつ不合理な貿易障壁によってあまりにも長きにわたって妨げられてきたEU企業の支持をFTA/EPAが勝ち得るための必要最低限の条件でもある。本報

告書は、そうした障壁の例を多数収めるとともに、それにどう対処すべきかについての具体的な提案を収めている。EBCは、EUと日本双方の当局が交渉内で見られる現在の機運に乗り、こうした障壁を撤廃し、ひいては新たなレベルの繁栄をたぐり寄せることになるFTA/EPAを締結するよう要望する。



通商と投資の強化を通じて景気を浮揚させる第二の機会、政府の成長戦略、すなわちいわゆるアベノミクスの形でもたらされる。当初は、金融政策と財政刺激策の組み合わせを通して日本経済を不況に陥らせないための短期的処置に的を絞っていたが、昨年、それよりずっと長期的な改善の可能性をもたらす構造改革へと重点が移った。アベノミクスは現在、とりわけ日本の技術産業分野での世界的リーダーシップの維持、健康医療関連市場の拡大、観光の強化、質の高いインフラ投資、投資家の信頼強化、外国企業の誘致拡大、エネルギーへの投資拡大、地球温暖化への対処などを可能にする様々の措置を通じ、「生産性の向上」、「イノベーションと貿易の推進」、「企業活動の活性化」を目指している。

これまでに着手された様々の取り組みのうち、法人税率引き下げは実施され、日本での事業活動の国際競争力が向上している。新しいスチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンス・コードが導入され、投資拡大の呼び水となっている。子育て支援の改善措置が導入され、労働力への女性の参画を後押ししている。インバウンド観光を拡大するためのプログラムが設けられている。専門的技術者を海外から集めることへの制限は緩和されている。これらをはじめとする改革は、外国企業にとって日本をより魅力的な場所にするはずであり、日本が経済的なポテンシャルを発揮する助けとなりうる。

しかしながらEBCは、政府によって発表された多くの改革が、その目的と相反するほかの既存の政策、あるいは新しい政策によってすら水を注されていることを懸念している。今のところ、改革の成功を保証するための協調的な政策アプローチはほとんどない。本報告書で詳述されている多数の例には以下が含まれる。

- 政府は、様々の取り組みを通じ、対日直接投資拡大の必要性和高度な専門的技術を有する人材を誘致する重要性を強調してきた。これらの目標をよそに、日本は相続税を拡大して、在留初日から外国人の国内・国外双方の資産を課税対象に含めた。これは明らかに、有能な人材が日本にやってくる意欲をくじくものであり、できうる限り最高の人材の確保に努めている企業にとって状況を困難にするとともに、そうした企業の投資努力を妨げる。
- 大いに喧伝された郵政民営化が実施されて久しいが、政府は依然、大株主であり続けている。その結果、国民は、政府が日本郵政の様々な事業体の後ろ盾になると依然思い込んでおり、このことは日本郵政の事業体に市場における不公正な優位をもたらし、したがって郵政民営化が奨励するはずだった競争そのものをむしろ弱めている。
- 政府は、労働力への女性の参画拡大を目指しているとはいえ、多くの大都市圏は、十分な保育施設を提供できない。政府はさらに、2020年までにすべての上級職の30%に女性を起用するという目標も放棄し、現在は、公務員ではわずか7%、民間では15%を目標にしている。
- 政府は、日本の主要な成長産業として健康医療を挙げているにもかかわらず、企業が新製品の開発・上市に二の足を踏むほど予測不可能な、医療機器に関する対価償還に固執している。同様に、付加的かつ不規則的な薬価改定は、市場全体の成長をむしろ弱くおそれがある。

- 日本のエネルギー政策は、安定供給と環境持続可能性の両方の確保を目指しているにもかかわらず、政府は、これら両方の目標に寄与しうる風力や太陽エネルギーといった再生可能エネルギーの開発と利用の推進を怠っている。
- 政府は、日本への観光旅行拡大に熱心だが、収益性ある路線の開発を妨げる、高い空港利用料や不十分なインフラといった、日本の主要国際空港で航空会社が直面している諸問題を見逃している。
- 動物用医薬品の承認は、長い承認期間によって依然阻害されている。日本は、自由貿易協定の数の増加と、高齢化および後継者不在に直面している農家の継続的な戸数減少の両方が農業に及ぼす影響を制限することを望んでいる。したがって政府は、農家に利益をもたらす農業分野をより効率的なものにする革新的な動物用医薬品の導入を遅らせる余裕はないはずである。

こうした要因はすべて、アベノミクスの約束する野心的で根本的な構造改革が実現できていないという不快な真実の一因となっている。構造改革が、時として頑固な官僚機構、強力な既得権益層、および支配的なリスク回避の姿勢からの抵抗に直面していることは間違いない。しかしながら、安倍首相は目下、こうした抵抗を克服するまたとない強い立場にある。アベノミクスはデフレの克服には多少成功しており、経済はほんのわずかにせよ成長している。自公連立政権は、衆参両院で圧倒的多数を占めており、国民の高い支持率を得ている。明らかに必要とされ、かつ、実現がこれほど目前まで来ている改革を推し進める上で、これほどの好機はないだろう。EBCは安倍首相とその政権に対し、今後数十年にわたる国の経済見通しを変革するこの機会を一致団結して掴むよう要望する。

本報告書に記されたアイデアと提案が、EU-日本間の通商関係の潜在力が十分に発揮されることを心より願う日本政府・欧州連合をはじめとする全関係者の皆様の考え方に対して、建設的に貢献することを信じてやまない。

本報告書の構成

この「はじめに」に続く29章は、EBCの各産業分野別／専門委員会によって執筆されており、過去1年間の日本の商環境における主要な問題点や進展を要約するとともに改革へ向けての具体的な提案も行っている。また委員会では必要な部分において、EU-日本FTA/EPAに向けての最優先課題（「FTA/EPAへの主な論点」）にも焦点を当てている。この報告書の内容は、2016年11月現在のものである。

ビジネス関連

人的資源
知的財産権
法律サービス
小売・卸売
税制

Mr. Steve Burson

Chair, Human Resources Committee

(President, H&R Consultants K.K.)

c/o H&R Consultants K.K.

2F EXOS Ebisu, 1-24-14 Ebisu

Shibuya-ku, Tokyo 150-0013

Phone 03-5449-6061

Fax 03-5449-3267

人的資源

はじめに

EBC人的資源委員会はかねてから、日本の人口統計の暗たんとした見通しについて懸念してきた。熟練労働者の減少、高齢化、出生率低下が相まって、経済全般および、とりわけ国内外の企業の長期的活力にとって大きな難題を突きつけている。低い失業率から考えて、積極的な求職者層内部からはすでに限られた人員調達しかできない。さらに、いくつかの予測によると、日本の人口は2050年までに実に半減する可能性があるとされている。EBCは、この減少の影響に対処するには4つの方法しかないと考えている。すなわち、生産性向上、労働人口へのより多くの女性の導入、出生率増大、及び／又は移民の数の増大である。また、私達は熟練した競争力ある労働力を確保するためには、4つの分野すべてで政策が必要とされると考えている。

EBCは、安倍政権が労働市場への女性の参加を拡大する新しい方法を検討しているという当初の兆しを喜ばしく思った。目下のところ、女性の65%が現役で働いているものの、過半はパートで働いているにすぎない。配偶者がパートでしか働きたくないというインセンティブを取り除くため、政府の計画は、働いてない、または限られた時間しか働いていない配偶者を持つ納税者に対して提供される現行の所得税控除の見直しを含んでいた。政府はまた、より多くの女性の雇用と、役職に就く女性の数の増大を企業に求めた。当初の目標は、2020年までに官民双方において上級職の30%に女性を起用することだったが、これは、公務員では7%、民間では15%へと下方修正された。さらに、安倍首相は、共働き夫婦に対する支援の改善を口にしており、これは明らかに正しい方向への一歩だが、具体的なフォローアップを必要とする。政府は、例えば公立の託児所や民間の保育サービスをより多く提供したり、男性が育児休業をとるのを支援・奨励したりする必要がある。

肯定的な面として、EBCは、再入国許可およびビザ有効期間延長をカバーする新しい制度を通じ、外国人専門職者にとっての日本の魅力を向上させた政府と法務省を称賛する。この新しい制度は、さらに多くの高度な専門的技術を有する人材を受け入れるための取り組みによって補完される。これらの措置は一体として、個々の企業および経済全体に恩恵をもたらすだろう。政府はオンライン・ビザ申請の導入を構想しているふしがあるが、ビザの延長や更新の場合を含め、手続は目下、きわめて時間がかかるため、これは歓迎すべき措置である。さらに、労働に関する政府委員会は、日本が、「専門・技術分野」従事者への現行の制限を超えて、より多くの外国人肉体労働者を受け入れるべきだと示唆している。一部の産業は肉体労働者を深刻に必要としているため、これは必要な措置である。

否定的な面として、日本のすべての外国人登録者を適用対象に含める相続税の拡大は、雇用の観点から見た日本の魅力を低下させているため、企業が人材を日本に誘致することを一層難しくする。

年金に関しては、2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。現在の人口統計動向や、これが日本の社会保障制度にもたらすことになる不可避の圧迫を考慮するなら、個人が老後の金銭的備えをすることを奨励するさらなるインセンティブを設けることが肝要である。目下のところ、個人年金保険料については年間最高5万円の税額控除しか受けられない。これは改める必要がある。年金を受け取るために必要な年金保険料の最低納付期間短縮についての検討は、上々の結論に持ち込むべきある。その一方、日本は、より多くの熟練外国人労働者に門戸を開く取り組みが決して年金規制によって水を差されないようにしなければならない。そうした労働者が最終的に日本を離れる際、最後の3年間の保険料支払分のみという現行の制限をなくし、日本の年金制度への強制拠出すべての全額払い戻しを受けられるようにする改正がまだ必要である。政府はまた、雇用主と被雇用者の両方にかかる負担を軽減するとともに二重支払いを回避するため、残るすべてのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの社会保障協定を締結すべく速やかに行動すべきである。EU・日本間の包括的なFTA/EPAは、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の二国間協定を結ぶプロセスの合理化を目指すべきであるとともに、社会的支援の分野における平等な待遇を含むべきである。それは、シームレスな労働市場の創出に向けて、EUと日本の間のすべてのビザおよび就労許可要件を改正する機会ももたらす。

主要な問題および提案

■ 入管政策

年次現状報告：大いに進展。再入国許可の事実上の廃止につながる入管法改正により、ビザ申請手続が相当改善された。しかしながら、いくつかの分野においては、まだ改善の余地がある。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- オンライン申請の導入。
- 関連の学位を持たない者についての業界経験年数要件を10年から5年に引き下げる。
- 外国人技能実習制度を拡大する。
- 多国籍企業が最良の人材を日本に誘致できるよう、配偶者ビザの保有者には、就労許可を自動的に交付する。
- 「高度専門技術職」に与えられている、外国人のメイドや乳母の身元保証人となる許可等の恩恵を、永住資格者へ拡大する。
- 肉体労働者に関して短期就労ビザを交付する可能性を検討する。

■ 労働市場規制および職場の多様性

年次現状報告：若干の進展。日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支えるとともに日本の経済を推進することのできる十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大することだろう。EBC は日本政府に対し、職場の多様性に一層焦点を合わせ、労働市場への一層の女性の参加と、家事と子育てへの一層の男性の参加を支援・奨励するよう強く要望する。

提案：

- 配偶者特別控除を廃止する。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備の確保に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。
- 公立の託児所に提供されるものと同じまたは類似した財政支援を企業に提供することによって、企業が保育施設を設けることを奨励する。
- 長期雇用ではなく業績に基づく競争力ある労働力創出を促進する雇用法を導入する。従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要とする。
- 時間外労働の相殺ができる清算期間の延長を認める。
- 職を失う正社員の補償に関する明確な規則を設けつつ、企業再編成をより容易に行えるようにする。

■ 年金

年次現状報告：徐々に進展。いくつかの欧州の国々との間で、こうした国々の国民の利益のために、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。こうした国々の国民は今や、日本の年金制度への強制拠出分を全額払い戻してもらえる。しかし、協定を結んでいない国の国民の場合、払い戻しは、依然、最高3年が上限となっている。その一方で EBC は、年金を受け取るために必要な年金保険料の最低納付年数短縮についての検討を心強く思っている。

提案：

- 年金を受け取るために必要な年金保険料納付年数を短縮する。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除を適用する。
- 日本とEU加盟国は、相互社会保障協定を速やかに締結すべきである。

知的財産権

はじめに

日本では、高級ブランド品は2つの販売チャネルの1つを通して消費者の元に届く。すなわち、正規の販売業者、または並行輸入業者のどちらかである（並行輸入品の販売は、日本では違法ではない）。高級ブランドは正規販売店またはインターネット・サイトを通じて売上を伸ばすことに努めているが、商品イメージを保護する必要があるため、ほかの流通業者を利用してのネット販売に取り組むことには消極的である。にもかかわらず、高級ブランド品とトップブランド電化製品両方の模倣品と混然一体となった、本物と称する「並行輸入品」の形をとった高級ブランド品のオンライン・マーケティングや販売が拡大をみている。ほかの多くの国々の場合と同様、日本で流通している模倣品の第一位の製造・輸出者は中国であり、日本に流入する偽商品全体の91.1%を占めている。

2015年には、およそ690,000点の模倣品が税関によって水際で差し止められた。税関がすべての輸入品を検査するのは不可能であることを考えると、この数字はたぶん、偽商品輸入量全体のほんの一部にすぎないと想定できる。「個人使用」目的の模倣品の購入は日本では禁止されていないため、一部の模倣品はたとえそうと分かっても阻止することができない。

最近まで、日本の多くの消費者は、それと知りつつ模倣品を買っていた。しかし、現在の主な論点は、消費者を欺いて、本物のブランド品を買いたいと思っている消費者に模倣品をつかませる、または、支払い後も決して届かない商品を購入者に買わせる不正ウェブサイト（ほとんどは海外で運営）への消費者のアクセス回避をいかに助けるかである。知的財産権に対する国民意識は向上しつつあり、知的財産権は今や日本の消費者保護戦略に組み入れられている。政府は目下、模倣品を不正に販売しているウェブサイトへのアクセス・ブロックの実現可能性を検討している。

関係省庁は、知的財産権保護に相当の努力を払っている。例えば、2007年以降、関税局は、模倣品と疑われる品目を確認するために財産権保有者が税関に出向く義務を段階的に緩和し、この要件は2013年に全廃された。消費者庁は、模倣品をうっかり買ってしまった消費者を支援するための越境消費者センターを設置した。同センターはウェブサイト上で、模倣品を販売しているオンラインストアの名称を公表している。さらに、警察庁は、ウェブブラウザによる警告表示を可能にするため、模倣品を販売しているウェブサイトに関する情報を国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）に提供することによって、消費者を保護している。

大手ネット通販サイトのYahoo!、楽天、DeNAも、模倣品撲滅面で重要な役割を果たしている。例えばYahoo!は、模倣品や違法業者に関して、知的財産権保有者団体を通じ、各ブランドと定期的に情報を交換することによって、自社のオークション・サービスを浄化することに努めている。同社は独自の情報収集機能を設けており、入手した情報に基づいて継続的な自主的チェックを行う200名のスタッフからなるチームを有している。こうした取り組みを通じ、Yahoo!は掲載された偽商品の大部分を検知し、関係ブランドの要請により、それを削除できる。楽天も同社ショッピングサイトの「浄化」に活発に取り組んでいる。楽天のサイトに掲載された商品が例えばとりわけ安い価格や消費者から寄せられた情報により模倣品であると疑われる場合には、楽天は、関係ブランドと協力して、その商品を試験購入して、本物かどうかを確認する。商品が模倣品と判明した場合には、掲載した業者は即刻サイトから追放される。

最後に、模倣品を排除するための枠組みを設ける協調的取り組みが日本の各方面によって行われている。そうしたアプローチのいくつかは、欧州や米国で適用されているものより先進的である。しかし、問題もまだある。具体的には、消費者を保護する適切なシステムを構築し、「個人使用目的」の模倣品の販売を規制するためにインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）との協力を深める必要がある。「個人使用目的」の定義を厳格化して法的に拘束力のあるものにする必要がある。これらは、インターネット・フリーマーケットでの模倣品の販売増加の問題を解決するはずである。

FTA/EPAへの主な論点

- 現状を改善するため、FTA/EPA交渉において必ず、知的財産権問題を十分深く掘り下げて取り上げるようにする
- 上記の諸問題に解決をもたらす共通の規則を創出する

主要な問題および提案

■ 日本および海外のオンラインモールから模倣品を排除するための強化された継続的措置

年次現状報告：若干の進展。大手オークションサイトは自社サイトにおける模倣品の比率を1%未満まで引き下げること成功しているものの、一部のショッピングサイトは必要な対策をとることをまだ怠っているため、自社サイトにおける特定ブランドの模倣品の比率が依然比較的高い。ショッピングサイトによる対策の遅れの一因となっているのは、アップロードされるほとんどの画像データが不十分で当該商品が模倣品かどうかを判断できず、本物かどうかを確認するには試験購入がしばしば必要になることである。さらに、販売されている商品全体の実に99%を模倣品が占めている可能性のあるいくつかの新興ISPによって最近立ち上げられているインターネット・フリーマーケット（ネットフリマ）に関しては、模倣品に対する徹底的な対策がまだとられていない。模倣品販売サイト、不正サイト、なりすましサイトに対する取り組みは全般的に進行があまりにも遅すぎる。日本の関係省庁によってすでに設けられている対策としては、そうしたサイトの運営者が使用する銀行口座の凍結、サイトのURLの公開、セキュリティ・ソフトまたはブラウザによる警報の表示などがあるが、問題の根本的解決をもたらすにはまだ至っていない。知的財産権と消費者利益を保護する必要性に対する国民意識は間違いなく向上しつつあるので、今こそ、模倣品販売を撲滅するための大胆かつ早急な対策をとるべきである。

提案：

- ショッピングサイトから模倣品を排除することを目的として、日本の特定商取引に関する法律を改正し、インターネットで販売されるブランド商品に対するチェックを強化すべきである。さらに政府は、ISP、流通業者、知的財産権保有者に対し、この分野における民間の取り組みを推進するための独自の模倣品防止対策ガイドラインを設けるよう促すべきである。
- 模倣品販売サイト、不正サイト、海外サーバーに置かれたなりすましサイトに対しては、サイトへのアクセスのブロックや、検索エンジンからのサイトの削除といった抜本的な対策をとるべきである。
- 政府は、インターネット・フリーマーケットを運営している新興ISPに対し、偽商品への対策を実施するよう促すべきである。

■ 「個人使用目的」の定義の厳格化

年次現状報告：進展なし。「個人使用」目的の模倣品の輸入・購入が日本では合法とされていることは、模倣品を商業目的で輸入する業者に抜け穴をもたらす。その結果、税関は模倣品の摘発に人手と時間を浪費した挙句、結局は輸入許可を与えるしかなくなってしまう。この抜け穴をふさぐことができないなら、せめて「個人使用」の定義を厳格化すべきである。例えば年に数回、郵便で多数の模倣品腕時計を輸入する業者などは、「個人使用目的」と推定しうる商品の最低所持期間（例えば1年）や最大個数を定義するだけで歯止めを掛けられるだろう。「個人使用目的」であるならば模倣品の転売や転送が依然合法のままなら、関係法規を改めて、商品が個人使用目的であるとの主張をそうした業者ができないようにしなければならない。

提案：

- たとえ「個人使用」目的であっても、模倣品の輸入・購入は法律で取り締まるべきである。
- 「個人使用目的」での模倣品の輸入や購入を法律で禁止できないのであれば、個人使用の定義を厳格化して、「個人使用目的」であると申告する限り無限の点数の偽商品の輸入が認められている現状に対処すべきである。

Ms. Rika Beppu

Chair, Legal Services Committee

(Partner, Hogan Lovells Houritsu Jimusho Gaikokuho Kyodo Jigyo, Tokyo)

c/o Hogan Lovells Houritsu Jimusho Gaikokuho Kyodo Jigyo, Tokyo

15F Daido Seimei Kasumigaseki Building, 1-4-2, Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013

Phone 03-5157-8200

Fax 03-5157-8210

法律サービス

はじめに

これまでのところ具体的な変化は何もなかったため、日本の法律サービスに関する EBC の提案は昨年と同じままである。

2014年6月24日に閣議決定された内閣の規制改革実施計画に加え、外弁に適用される規制に関して以下の審議がなされた。

1. 法務省の所管にて、外弁制度に係る検討会が設置された。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、この検討会は2015年にはそれぞれ6カ月かけて、(1) 外弁制度に関し、承認についての職務経験要件の基準等について見直しを行い、(2) 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することに対する現行の制限について見直しを行った。

EBCは在日米国商工会議所と外国法事務弁護士協会と共に、上記の1(1) と1(2) に関し、それぞれ2015年5月（第3回会議）と2015年9月（第6回会議）に招かれて、意見を提示した。2016年7月、検討会は日弁連と共に、以下の提案を行う報告書を発表した。

- 現行の3年の職務経験要件（うち2年は海外での職務経験であること（＝日本での労務提供期間を1年まで算入可能））を、(i) 3年（うち1年は海外での職務経験であること（＝日本での労務提供期間を2年まで算入し得ること））、または (ii) 2年（うち1年は海外での職務経験であること（＝日本での労務提供期間を1年まで算入し得ること））のいずれかに変更すること。
 - 外弁と日本人弁護士の共同での法人（B法人）設立を可とすること。
2. 外弁の承認・登録手続の透明化：法務省はこの議題についての検討を2015年に開始した。外弁登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連（日本弁護士連合会）が協議を行う場が設けられた。
 3. 外弁の承認・登録手続の簡素化：外弁の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連が協議を行う別個の場が設けられた。

EBCは、2016年7月に検討会が行った提案を歓迎するとともに、提案を反映する法律改正を心待ちにしている。EBCは今後とも、外弁登録前の職務経験要件の撤廃を提案し続ける。とりわけ、検討会の信ぴょう性と最終的な成功は、外弁が適切に参加し、外国法曹界の見解に十分な配慮が払われつつプロセスが公正に実施されることに依存することから、EBCは提案の展開もつぶさに見守っていく。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、外弁が本国法域で資格を認められている場合には、本国法についての現行の職務経験要件なしに外弁を承認・登録すべきである

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展。日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないとEBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。外弁制度は実施から25年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の見直しは、現在見られる不満を相当程度解消しうるだろう。

提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告：2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展。外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律が2014年により早く可決された。しかしながら、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。その結果、新しい法律の有用性は深刻に制限される。

提案：

- 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうる。

提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

Mr. Karl Hahne

Chair, Retail & Wholesale Committee

(President & Representative Director, Hafele Japan K.K.)

c/o Häfele Japan K.K.

14-17 Kami-shinano

Totsuka-ku, Yokohama 244-0806

Phone 045-828-3117

Fax 045-828-3119

小売・卸売

はじめに

若干の景気減速の前兆をよそに、日本の小売市場は依然、世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ10年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が日本で急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、日本の消費者により幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて明らかに恩恵をもたらしている。それは、相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった都市の再活性化を助けることによって、日本経済全体にも利益をもたらす。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者自体にプラスになる。

にもかかわらず、欧州の卸売業者と小売業者は、日本市場において依然、グローバル規模のロジスティックスを活用することを困難にする相当の障壁に直面している。これはコスト増大をもたらし、したがって日本の消費者にとっては価格上昇をもたらす。さらに、新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっており、加えて、関連の販売制限がある。政府は、欧州の基準をすでに満たしている製品に独自の国内規則・規制を適用することも依然として求めている。例えばEN（欧州規格）およびISO規格またはCE（*conformité européenne*）マーキングの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の日本市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者保護に関する政府の懸念を共有しているものの、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信しており、その相互承認はすべての市場参加者にとって公平な競争条件を生み出すだろう。欧州の小売業者や卸売業者が直面している障壁の一例は、消費者庁によって定められている日本独自の表示規則である。その他の例としては、SI単位系（国際単位系）以外の非許容、安全基準自体には関係のない融通性に欠ける食品衛生規則、国際基準と欧州の認可の不承認などがある。消費者製品の輸入・認証・表示の整合化されていない手続は、不必要に高コストかつ複雑である。EBCは、日本政府が国内で導入することをついに決定したHACCP（危害分析および重要管理点）方式が、公表された実施対象範囲、明確な進捗と時間軸の下で整然と透明性と共に実施され、同時にまた欧州系企業にも配慮がなされることを期待している。

EBCは、先ごろの独占禁止法緩和に起因して生じるおそれのある厄介な問題についても懸念している。この緩和は、付随するいかなる明確な判断基準もなしに、垂直的制限規制に関する改正ガイドラインの発行を通じて行われた。その結果、ガイドラインの合法的適用はきわめて困難となっている。EBCは、遵守を容易にする、より明確なガイダンスを発行することによって公正取引委員会がこうした状況を是正することを期待している。

EBCはEUと日本の当局に対し、EU-日本FTA/EPA交渉プロセスにおいて、日本で活動する欧州の小売業者と卸売業者が直面する障壁が必ず撤廃されるよう求めている。とりわけ、欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合や、日本市場向けに認証された製品を欧州市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。したがってEBCは、双方の市場の企業と消費者に利益をもたらすことになる、規格と認証のより幅広い相互受け入れの確立に速やかに取りかかるようEUと日本に呼びかける。

FTA/EPAへの主な論点

- 認可、認証、基準を整合化または相互承認する
- 革靴の関税割当を撤廃する、および／または、よりよい割当管理システムを導入する
- ビジネスのニーズによりよくマッチするよう、競争法を整合化・簡素化する

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

年次現状報告：進展なし。政府は、欧州基準／国際基準をすでに満たしている製品に独自の国内規則・規制を適用することを依然として求める。

提案：

- 日本とEUは、再検査の負荷を排除するため、製品の輸入申請手続に適用される互いの規制を相互に受け入れるべきである。とりわけ、日本は、食品衛生法における、器具・容器包装およびおもちゃに関する基準を改正すべきである。
- 日本は、SI単位系も併記される場合には、計量器への一般的な非SI単位系の記載を許容すべきである。

■ 表示

年次現状報告：進展なし。2013年、2014年にそれぞれ規制改革会議と内閣が家庭用品品質表示法の改正が必要と判断した。

提案：

- 消費者庁は、規制改革会議でEBCが提案した通りに、家庭用品品質表示法の改正を急ぐべきである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告：進展なし。ほとんどの靴関税品目には割当が適用され、輸入靴はより低い関税の恩恵を受けることができる。関税割当は輸入実績数値に部分的に基づいて割り当てられる一方、一部は「新規者」向けに留保される。現行制度は透明性を欠いており、もはや靴ビジネスに関与していない企業が割当を保持し、それを他の企業に非合法的に「売って」いる。こうした行為は違法であるにもかかわらず続いている。時代錯誤も甚だしいことに、政府の立場は、「社会的理由」からそうした関税割当が正当化されるというもののである。

提案：

- 割当制度を撤廃すべきである。当面、経産省は、状況を監視して、靴の売買に携わっていない企業からの申請を却下し、そうした企業の割当を解放し、より厳しい罰則を実施すべきである。

■ 酒類の通信販売の制限

年次現状報告：進展なし。通信販売（ネット販売を含む）により、県境を越えて行われる酒類小売販売は制限されている。しかし、古い（既得、grandfathered）酒類免許にはこの制限がなく、新規参入者に比べ、古い免許の保有者に不当な優位性をもたらしている。

提案：

- 日本は、酒類小売業免許制度内の通信販売制限を廃止すべきである。
- 日本は、古い免許を制限対象外とする慣行をやめるべきである。

■ HACCP（危害分析および重要管理点）の不明確な実施

年次現状報告：新たな問題。HACCPは、EUをはじめ、多くの国々で実施されてきた。HACCPは現在、2年以内実施の日本の政策目標となっているが、実施スケジュールは不明確であり、小売および卸売業界で不透明感を生んでいる。

提案：

- 日本は、HACCP実施の範囲、スケジュール、および完全実施に向けて講じる措置を明確にすべきである。

■ 競争法／独占禁止法

年次現状報告：進展なし。日本の独占禁止法とグローバルな商慣行との間にはいくつかの著しい相違がある。例えば、垂直的制限における市場シェアの小さい競争者にも「市場支配力」を認定することや、依存関係の有無と無関係に「優越的地位」を認定することである。更に、説明もなしに違反通知が発せられる公取委の「イエローカード」方式は法的根拠と透明性を共に欠いているとEBCは確信する。

提案：

- 「イエローカード」方式を廃止すべきである。
- 独占禁止法を、明確な判断基準を持つグローバルな慣行と整合化すべきである。
- 政府は、垂直的制限に関する先ごろの通達をさらに明確化すべきである。

税制

はじめに

EBCは、法人税率を引き下げることによって景気を刺激し日本の魅力を高めるという政府の狙いを歓迎する。これまでの改革は、総合実効税率を大都市圏の大企業については35.6%から31%に、中小企業については35%に引き下げてきた。政府の中長期的な狙いは、総合実効税率を30%以下に引き下げることである。しかし、これとは対照的に、政府は、8%から10%への消費税率引き上げを通じて国の財政立て直しを支援する計画をまたしても延期した。その結果、日本は、所得への課税から消費への課税への税制のあり方の推移面で、EU加盟国を含む諸外国より、まだ後れを取っている。

とはいえ、2016年5月に伊勢志摩で開かれたG7サミットの中で安倍首相が行った公式声明は、日本が、世界経済成長への貢献面で主導権を握り、アベノミクスを可能な最大限まで再起動させることを目指していることを示唆した。これまでの政府の方針はいずれも、支出への大きな歯止めを伴っていないため、政府予算の拡大する赤字は、どこかの時点で税収増加によって埋め合わせる必要がある。したがって、近年行われてきた課税ベースの拡大は今後も継続することになる。2016年度以降の税制改革は、欠損金繰越利用前の最低課税所得を20%から2017年4月までに50%に引き上げるといった措置を含む。残念ながら、法人税率引き下げといった一部の政策をよそに、政府の全体的アプローチは必然的に、潜在的な海外投資家にとっての日本の魅力に悪影響を及ぼすことになる。

この悪影響は、55%以上もの相続、贈与、所得税率を課すという、平均以上の所得を有する富裕層に対する課税への政府の注力増大によってさらに強められる。EBCは、短期在留外国人の場合、政府が2017年度から日本国内の資産に対してしか相続税を適用しない可能性があることを示唆した2016年8月と10月の報道を歓迎する。この改正が成立すれば、外国の機関投資家は日本についてより好意的な見方をするようになるはずである。とはいえ全体としては、香港とシンガポールというアジアの主要投資ハブが依然、個人投資家、とりわけアジア地域に長期在住することを望む投資家にとって、より魅力的な課税管轄であり続けるだろう。

EUと日本の間の二国間通商・投資は、二重課税や、日本と個別のEU加盟国との間の最近の租税条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税の相互廃止から大きな恩恵を得るだろう。EU-日本FTA/EPAは、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本と個別のEU加盟国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項を含むべきである。FTA/EPAは、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金も相互的に課税控除対象として扱うべきである。EBCは、ドイツと日本の間の待望久しい新しい租税条約の締結と批准を歓迎する。しかし、その他21の欧州連合加盟国との日本の条約はまだ改正されておらず、とりわけ、オーストリア、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデンとは何十年も昔の条約のままとなっている。

要約すれば、政府によってこれまで行われたいくつかの税制改革は対日投資の奨励・支援に向け適切な方向を目指しているとEBCは見なしているものの、いくつかはそうした目標に真っ向から逆らう働きをする公算が大きい。したがって、政府が見込む成長は達成が困難だろう。多額の財政赤字への対処がなされないまま、この問題の想定された解決法として税収が利用される限り、この状況は今後も続くだろう。

FTA/EPAへの主な論点

- FTA/EPAは、EU加盟国と日本の間の当該の租税条約が二重課税を解決しない場合に二重課税の事実上の排除を確保するための仲裁条項を含むべきである

主要な問題および提案

■ 研究開発優遇税制

年次現状報告：進展なし。イノベーション集約型産業は、成長と雇用の重要な推進要素である。研究開発優遇税制は、研究開発活動と関連の（海外からの）投資を奨励するための効果的な手段として世界的に認められている。日本の規則は日本国内でこうむる研究開発費を税務上多少考慮しているものの、現行の税額控除は一般に（利用可能性の面でも租税特典の面でも）あまりにも範囲が限られており、外国企業による潜在的な研究開発ロケーションの選択における決定的要因とはなり得ない。日本は、研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上するために、現行の研究開発税務政策を改めることを検討すべきである。この点で、ほかの多くの諸国が近年、知的財産（IP）の創造・活用後の稼得に適用される、何らかの形態の「バックエンド」IP制度を導入していることに留意すべきである。さらに、現行の研究開発優遇税制は、赤字を出している企業には利用できないため、多くの新興企業にとってほとんどメリットがない。

提案：

- 研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上するために、（新興企業の特殊な立場も考慮に入れて）現行の研究開発税務政策を改める。

■ 企業再編成

年次現状報告：進展なし。国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めておらず、これは対日投資を抑える働きをする。

提案：

- 株式交換に関しては、日本で従前の事業活動のない外国企業にからむものを含め、課税繰延を認めるべきである。
- コストを削減し、基本概念の定義付けにおける税務当局の裁量を制限するため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。

■ 所得税および相続税

年次現状報告：若干の進展。最高税率が55%以上にのぼる日本の所得税、相続税、贈与税はアジア最高どころか、世界最高である。外国人は、在留初日から、日本の相続税と贈与税が適用される。これらの税は、日本国外にある資産にまで適用される。55%の最高相続税率は、近親者間の相続にも適用され、諸外国の場合よりもずっと低い課税最低額および課税控除で適用開始になる。日本の現行の相続・贈与税制は、外国の知的資本や多国籍企業による対日投資を誘致する日本の能力に悪影響を及ぼしている。EBCは、短期在留外国人の場合、政府が2017年度以降、日本国内の資産に対してしか相続税を適用しない可能性があることを示唆した2016年8月と10月の報道を歓迎する。

提案：

- 出国税が適用される外国人のカテゴリーと整合するよう、相続・贈与税法が適用される外国人のカテゴリーを改めて、日本に永住することのできる外国人のみに日本の相続・贈与税が適用されるようにする。
- 短期在留外国人が所有する海外の資産を除外する計画を、暫定措置として 2017 年の税制改革で実施すべきである。

■ 移転価格

年次現状報告：進展なし。日本の税務当局は依然、移転価格問題に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用している。これは、納税者が日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を利用できないことを意味する。

提案：

- すべての国際取引は、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて扱われるべきである。

■ 税申告期間の延長

年次現状報告：進展なし。日本の税申告法規は、非常に高い税法順守コストを生み出すとともに、納税企業やその社員およびサービス・プロバイダーに、暦年度末または会計年度末後2〜3カ月以内に納税申告書を提出しなければならないという理不尽なプレッシャーをかける。欧州や諸外国では、平均9カ月の期間が認められており、1年にも達する場合もある。日本の極端に短い申告期間は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労・家庭生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。

提案：

- 税法順守の現状の不当に高いコストを低減するため、税申告期間を1年に延長すべきである。国家財政への悪影響は、税法規が引き続き前納を認め、前納額が不足の場合に利息を課す限り、回避できるはずである。

■ 説明責任

年次現状報告：進展なし。国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。

提案：

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。この制度は、よりユーザーフレンドリーであるべきである。
- 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討すべきである。英国とオランダでは、これによって効率が向上している。

■ 租税条約

年次現状報告：進展。日本は先頃、ドイツとの新しい租税条約を締結・批准した。しかし、その他21のEU加盟国との条約はまだ再交渉を必要とする。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込み、かつ仲裁規定を含んだ条約を歓迎する。

提案：

- 政府は、EU加盟国との現行のすべての租税条約を見直すべきである。
- 新しい、または改正された条約は、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処し、かつ仲裁規定を含むべきである。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

Mr. Nicolas Sauvage

Chair, Asset Management Committee
(Representative Director, Amundi Japan Ltd.)
c/o Amundi Japan Ltd.
Hibiya Dai Bldg. 20F, 1-2-2 Uchisaiwai-Cho
Chiyoda-Ku, Tokyo 100-0011
Phone 03-3593-5900
Fax 03-3593-5932

資産運用

はじめに

近年、日本の規制当局は、家計の金融資産の貯蓄から資産形成への移行を奨励するために、以下のように多くの政策を実行してきている。

- スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンスコードの導入、フィデューシャリー・デューティ（顧客重視の経営）に視点を当てることを通じて、投資コミュニティ（投資家、有価証券の発行者及び仲介機関）における健全な環境の育成
- 日本版個人貯蓄口座（NISA）、ジュニアNISA、長期積立型NISA（構想）の導入、確定拠出型年金制度（DC）の加入可能者層拡大を通じた長期的な投資、定期的な貯蓄を促進し、リスク回避のための奨励策の創出

預金から資産形成への転換を促す措置とこの転換を支援する政策は、家計の金融資産の50%以上が銀行預金の形で保有され、ファンドへの投資がわずか5%にとどまっている状況を克服するために不可欠である。現在のような状況は、次のような懸念を生ずる。第一に、過度な貯蓄は日本経済に対し、預金による生産性の低下をもたらす。国内の銀行に対する資金調達著しく過剰である状況下において、過度な貯蓄は実体経済への貸出に利用されない。第二に、過度な貯蓄は個人投資家の観点からも非常に乏しい生産性をもたらしている。安全であるとしても、貯蓄は収益をもたらさず、将来に対する備えの助けとはならない。高齢化の時代において、年金制度の長期不均衡や長引く低金利の問題がある中、長期投資がこれまで以上に必要となる。

2016年2月に日本銀行が導入したマイナス金利政策は、リテールネットワークでの預金からオフバランスの貯蓄商品への移行を加速させる引き金となったとみえた。しかし、これはまだ起こっていない。公募投信（ETFを除く）の新規資金流入額は、2015年に比べて2016年には50%以上減少し、ファンド投資への信頼回復は投信運用会社とその販売会社にとって最優先事項となっている。

実際、世界の市場におけるボラティリティとマイナス金利の環境は不確実性を招き、既存のファンド投資者の間で不安を生み出している。これらの状況は潜在的な新しい投資家の進出を妨げている。ファンド投資に対する信頼を回復させるためには、いくつかの問題に取り組む必要があり、これには、投信業界が投資を考えている新規参入者を対象とした中程度のリスク / 中程度のリターンの商品を効果的に提供することが含まれる。さらにEBCは、次のページの最初の提案で強調されているように、オペレーション体制の改善が重要であると考えている。改善すべきもう一つの課題は、ファイナンシャルリテラシーである。日本の当局がDC年金における商品選択の「デフォルトオプション」を現金から多種多様な投資（多資産型 / 目標年度型の商品）に変更させようとするならば、金融教育にとって重要な機会を提供し、ファンド投資への認知度を向上させることになると考えられる。

最後に、日本の資産運用業界はグローバルな分野で競争し、成功を収めるよう努力する必要がある。海外からの人材を引き付け、アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）の導入に向けて準備を進めることは、その一例である。EBCは、ベストプラクティスの共有に貢献し、日本における資産運用業界の発展を目指す建設的な議論に引き続きコミットしていく。

主要な問題および提案

■ オペレーショナル・プラットフォームの世界標準化および効率化

年次現状報告：進展。2016年6月、EBCは金融庁に対し、金融庁が外部意見等を金融行政に反映させる仕組みとして設置した金融行政モニター制度を活用して、日本の商環境に関するEBC報告書2015年度版に基づく推奨意見書を提出した。しかしながら、依然として日本の独自仕様や時代遅れのオペレーショナル・プラットフォームにより、グローバルな競争から日本が取り残されている状況には変化が見られない。問題として以下を挙げる：

- 1つの信託口座において国内資産と海外資産の保管が分離されていること
- 信託口座において日本円の貸越機能がないこと
- 信託銀行におけるSTP（Straight Through Processing）率の低さ、および決裁指示に関連する諸々の非効率性
- ファンドの合併の実践上の困難さ

これらに加えて（オペレーショナルな孤立性は、ARFPへの参加を最も困難にする問題ではあるが）、我々は関係各社による重複性のある業務に関して、特に、信託銀行と運用会社における業務の重複性（基準価額の計算や顧客報告事務など）も重要な問題であると考えている。オペレーショナル・コストの効率性向上のためにも、日本は欧州における運用会社、保管会社、ファンド・アドミニストレーター / 値付け業者の、各々の役割におけるベスト・プラクティスを参考にすることができると考えている。

最後に、現在我々の業界のすべての関係各社において、ファンド・ガバナンスの議論が盛んになっている。例えば、運用商品の進展と同時にファンド受益者の利益を保護することについて、どのような決定過程が促進されるべきかについての議論である。我々は、会社型投信（欧州におけるSICAVのように）が、個人投資家の商品の主流となり得る利用拡張の可能性を含めて議論することが重要であると考えている。

提案：

- 我々は、日本の投資信託協会が率先して、これらの課題を議論するために委員会を設定した動きを多に歓迎する。外資系を含めたすべての関係各社が、委員会にて日本の運用業界のために、如何にしてオペレーショナル・プラットフォームの世界標準化と効率化を達成することができるか、具体的な方策が提案されるよう積極的に議論すべきであると考えている。

■ 共同エンゲージメント

年次現状報告：新たな問題。共同エンゲージメントは、少数株主にとり、取締役会に説明責任を果たすことを求め、必要な場合には企業行動に影響を及ぼす上で有効な手段である。各国のスチュワードシップ・コードや国連責任投資原則（PRI）および国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（ICGN）は共同エンゲージメントを推奨しているが、日本のスチュワードシップ・コードでは言及されていない。金融商品取引法が、大量保有報告制度により株券などの共同保有者の保有が5%超となった場合に報告を義務付けていることが共同エンゲージメントの実践を難しくしているとの指摘もなされている。この問題は日本特有のものではなく、他の各国の規制当局は、共同エンゲージメントが共同保有に値するか否かについて、コーポレート・ガバナンスのフレームワークを阻害することなく明確化を図っている。最近のG20 / OECDコーポレートガバナンス原則では、特別の章を設けて、特定の状況下において共同は株主の基本的な権利の一部であると説明している。

提案：

- 投資先企業と投資家の間の建設的な対話を実践する上で共同エンゲージメントが果たす役割の重要性に鑑み、EBCは、金融庁に対しスチュワードシップ・コードの改訂において共同エンゲージメントの実践を容易にするために必要な施策を講じることを推奨する。

銀行業務

はじめに

日本の相対的な繁栄度は近年相当低下しており、日本の消費者は貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。その一方で日本は、この間に起きた様々の金融危機を他の多くの諸国よりもずっとうまく乗り越えてきた。日本の資本市場は、2009年と2010年に相当の資金を調達できるほどの堅調ぶりだった。そのため日本は依然、高い貯蓄率を有する世界有数の金融市場となっている。欧州の銀行はこの市場に提供できるものがたくさんあり、グローバル・ネットワークのみならず、国境を越えた合併・買収に関する貴重な専門知識ももたらす。

金融センターとしての魅力が薄まってから数年後、東京は巻き返しを図ってきた。ジ・エコノミスト紙は、世界金融センターの相対的競争力をランクづけする世界金融センター指数（GFCI）において、2年連続で東京を5位にランクしている。これがおおかた「アベノミクス」のお陰であることは言を俟たず、その最大の影響は株式市場で見られており、日経平均株価は2013年初めにアベノミクスがスタートして以降、劇的に上昇している。とはいえ、この短期の伸びを持続可能な成長につなげるためには、構造改革を導入することが肝要である。これまでのところ、安倍首相の金融分野改革プランは好印象を与えていない。銀行業務分野では資本面、特に証券面で動きが活発化してきたが、融資やプロジェクトは依然低迷している。したがってEBCは、日本の現実の経済状況をよりよく反映する金融環境を創出するためには、より抜本的なアプローチが必要であると確信する。さらに、日本が金融政策のみには頼れないことを指摘しておくことが重要である。特に銀行業界は、海外の人材を含む有能な人材を採用したり、世界の銀行業界の変化に歩調を合わせたりできる必要があるが、日本の現行の硬直した入管法や労働法はその達成を困難にしている。

EBCは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用方針の改正にとりわけ関心を抱いている。EBCは、低利回りの投資ほぼ一色から、より高いリターンを生む見込みのあるより高度な商品への移行を大いに歓迎する。GPIFには大量の資本が関係しているため、こうした移行は日本の資本市場を再活性化する助けになり、したがって銀行業務分野の後押しもすると確信している。さらに、新しいコーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードの導入は、投資家にとっての日本の魅力を高めるはずである。当初の兆しが示すところでは、企業は今や自己資本利益率をより重視するようになっており、その結果、利回りが向上をみている。とはいえ、社外取締役が実際に真に独立しているようにするには、かつ、その選任プロセスがより透明性を持つようにするには、真の改革を実施することが最重要である。

新たな差し迫った問題はフェアディスクロージャー（公平な情報開示）である。フェアディスクロージャーは、市場において企業独自の情報がすべてのカテゴリーの投資家に適切に同時公開されるための基礎を敷くものであり、消費者利益を保護し、インサイダー取引の回避を助けることにつながる。あいにく日本では、そうした情報の開示は往々、正式な公表の数日前にメディアを通じて行われるが、そうした慣行に対して正式の制裁措置はとられない。したがってEBCは、すべての関係者の責任を明確化する一層の努力が必要であって、それはコーポレートガバナンス改善に関する政府の方針にも沿うことであると確信する。

同じ金融グループ内の種々の金融活動間のファイアーウォールは緩和されてきたものの（例えば役職員の兼職増加を可能にしている）、情報の共有は依然禁止されている。EBCでは、これは不要であって適切な検査／監督慣行と併せた利益相反管理体制だけで十分なはずと確信している。これは、金融庁が他の規制的枠組みのために導入してきたものである、ほかのプリンシプル・ベースの監督に沿うものだろう。

主要な問題および提案

■ 金融市場の再活性化

年次現状報告：進展なし。アベノミクスの（財政出動と金融緩和に的を絞った）最初の「二本の矢」により、日本の金融市場はにわかに活況を呈した。ほんの2、3年後の今、この活況は下火となり、市場はより恒久的な改善を待ち望んでいる。マクロ・レベルの長期的改革が必要とされる。EBCは、GPIFの新しい運用方針の実施に特に期待を寄せており、さらに、透明性向上とリスク低下につながるはずの、新たに導入されたスチュワードシップ・コード・ガイダンスについて慎重ながらも楽観的である。その一方で、特に近隣市場がこの面でますます成功を収めつつあることから、日本が有能な人材の国内誘致に一層力を入れることが重要である。

提案：

- 日本は、GPIFの運用方針を発表の通り拡大して、GPIFにおける、低利回りの投資からより高いリターンを生む投資への移行を奨励すべきである。
- 日本は、有能な人材の国内誘致奨励に一層力を入れるべきである。

■ フェアディスクロージャー制度

年次現状報告：新たな問題。ほとんどの成熟した市場では、開かれた公平な市場を確保するため、フェアディスクロージャー制度が設けられている。しかし、日本ではそうっていない。情報は時として、公式の情報ルートを通して公表される何週間も前に、いわゆる「決算プレビュー」を通して特定のオーディエンスに知らされる。日本は、この状況に対処する制度を速やかに導入する必要がある。すべての関係者の責任を明確化することが重要である。フェアディスクロージャーが適正なコーポレートガバナンスの基本要素である点も指摘しておきたい。

提案：

- 日本は、非対称情報（不均等な情報伝達）の問題に対処し、フェアディスクロージャー制度を導入すべきである。
- 当局は、決算プレビューレポートの流布を阻止するため、しっかりとした制裁制度を設けるべきである。

■ 銀行代理店制度

年次現状報告：大いに進展。銀行代理店制度では従来、欧州の銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供する新しい銀行サービスを導入することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要があった。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、グローバル現金管理を日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに影響を及ぼしていた。EBCは、グループ承認を導入することによって、制度の改善面で金融庁が達成した成果を高く評価する一方、こうした承認を得るために必要な行政手続に関して、より多くの情報が必要とされる。こうした手続が利用しやすく、かつ、申請に課せられる事務上の負担が実際の便益を帳消しにしないことが最重要である。

提案：

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである。
- 金融庁は、グループ承認制度が利用しやすく、かつ、申請者に重い事務上の負担を決して課さないことを保証すべきである。

■ 情報の共有

年次現状報告：新たな問題。同じ金融グループ内の種々の金融活動間のファイアーウォールは緩和されてきたものの（例えば役職員の兼職増加を可能にしている）、情報の共有は依然禁止されている。EBCでは、これは不要であって適切な検査／監督慣行と併せた利益相反管理体制だけで十分なはずと確信している。

提案：

- 金融グループ内での情報共有の禁止を撤廃する。

保険

はじめに

日本の保険市場は米国に次ぐ世界第2位の規模である。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない障壁に直面している。例として、国際標準と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制や、長い時間のかかる不透明な商品認可プロセス、日本郵政の民営化後も続いている政府の過半数保有、共済に適用される別個の規制枠組みがある。日本における今後の保険市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。EBCは、「ベター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

EBCはこれまでの報告書で繰り返し、かんぽ生命に関する問題に注意を喚起してきた。かんぽ生命は目下、日本郵政の一部として生命保険事業を行っているが、日本郵政に関しては、新規株式公開（IPO）にもかかわらず、政府が株式の過半を保有し続けている。そうでありながら、かんぽ生命は、新しい保険商品を発売することを認められている。政府が株式の過半を保有し続ける限り、日本郵政は引き続き市場で優位性を享受することになり、競争は歪められたままとなる。したがって、政府がWTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での義務を順守することが肝要である。

世界金融危機への対応として、保険監督者国際機構（IAIS）と、金融安定理事会（FSB）は、9社の保険会社をシステム上重要なグローバルな保険会社（G-SIIs）に指定する任務をG20から課せられた。FSB/IAISは、そうした保険会社が、一定の最低所要資本を維持すること、ソルベンシーIIなどのような市場ベースのソルベンシー測定方法を採用すること、特定のリスクマネジメント戦略を実施すること、しっかりとした破綻処理計画を策定することを提唱している。さらにまた、各国の国内保険規制機関が国境を越えたほかの規制当局との情報共有を拡大するよう提案している。日本の金融市場の規制当局である金融庁は適切な政策措置案を採用すべきであり、さらに、保険契約者を保護するための事後資金拠出制度へと移行すべきである。

金融庁は、手続きの効率化と職員の増員の両方を通じて承認手続きの迅速化に取り組んできたとはいえ、標準商品のより迅速な承認のためには、「届出制」を導入すべきであるとEBCは今なお確信している。これは、金融庁がより高度な商品に一層注力できるようリソースを割けることにつながるだろう。

これと平行して、金融庁は、リスクベースのアプローチに基づく販売慣行の規制緩和を加速すべきである。これは、消費者が自分の個人的ニーズに的を絞った、より便利な販売チャネルへのアクセス向上を望むようになりつつあるトレンドに沿うものである。

総じて、郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の保険の枠組への組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、日本の経済成長を助けるだろう。これは、国内の金融サービス業界や消費者にも、また対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

FTA/EPAへの主な論点

- 政府は、日本郵政のIPOを当初の約束通りの形で速やかに実行するとともに、公平な競争条件を保証すべきである。株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額も据え置かれるべきである。
- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。これが達成されるまでは、共済とその関係当局は、金融庁と同じ基準と規制を適用すべきである。

主要な問題および提案

■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告：進展。EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きな表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案をソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の法域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。

提案：

- 日本政府は、ソルベンシーII との整合化のためのロードマップを定めることによって、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーII とさらに一致させるべきである。
- 日本は引き続き、システム上重要な保険会社および国際的に活動している保険グループについての、FSB/IAIS による監督強化措置の策定に本格的に参加すべきである。
- 政府は、FSB/IAIS の政策措置案を日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた法域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。
- 政府は、民間保険会社を含むすべての関係者が新しい枠組みに備えることができるよう、予定された変更を明確化すべきである。
- 政府は、日本版ソルベンシーII を導入する際には、契約者保護機構制度改革も検討すべきである。

■ 商品認可

年次現状報告：若干の進展。EBCは、商品認可手続を改善するための金融庁の取り組みや、規制当局と国内外の保険会社との間の定期的な対話の設定を高く評価する。2014年、金融庁は、商品認可手続について公に説明し、2015年7月には、同庁の関心分野と、新商品審査に必要とされるデータと情報を示した。こうした措置は、保険会社が商品審査に備える助けとなる。しかし、商品認可手続は、海外市場と比べて依然長い時間がかかり、商品開発の遅延につながるとともに、効果的な事業戦略計画の策定を困難にする。より迅速な商品認可は保険会社だけでなく消費者にも益するとEBCは確信する。さらにEBCは、消費者保護を確保しつつ、「届出制」を導入し、その実施計画を提示するよう金融庁に促す。

提案：

- 金融庁は、商品認可が海外でどのように行われているかの調査を深耕すべきである。EBC は、調査活動をより効率的・効果的なものにするため、知見を喜んで提供する。
- 金融庁は、保険会社が事前承認を得る必要なしに商品を登録できるようにする制度を導入すべきである。金融庁は、事後チェックによる監督権限を保持すればよい。

■ 銀行販売の公正競争

年次現状報告：限られた進展。日本の消費者にメリットを提供する上でのバンカシュアランスの重要性が高まるなか、EBCは、日本の保険会社が日本の銀行に対して持つ大株主としての強い影響力について懸念している。例えば、団体信用生命保険と関連商品の分野では、EBC会員企業はここ数年来、日本市場に一連のイノベーションをもたらして、日本の住宅ローン利用者に重病および就業不能に対する貴重な保障を提供してきた。このビジネスは今や、日本の保険会社によってコピーされている。EBCは、日本の消費者にさらに益する、市場での健全な競争を歓迎する一方で、競争があくまで、商品とサービスの質、およびイノベーションをもたらす能力に基づくものであって、単に、日本の消費

者にとって関係のない、保険会社と銀行の間の持ち株関係に左右されることがないように保証するため、金融庁が状況を注意深く監視することを期待する。

提案：

- 金融庁は、バンカシュアランスをさらに自由化すべきである。
- 第一歩として金融庁は、銀行と会社との関係にかかわりなく、銀行がどんな会社の従業員にも保険を販売できるようにすべきであり、また銀行のデータを利用できるようにすべきである。
- 金融庁は、競争があくまで商品やサービスの公正競争に基づくものであって、既存の持ち株関係によって歪められることがないように注意を払うべきである。

■ 日本郵政（かんぽ生命）の改革

年次現状報告：若干の進展。IPOが実施されたにもかかわらず、政府は日本郵政の大株主であり続けているため、国民は政府が日本郵政の様々な事業体を保証してくれると依然思い込んでいる。とりわけかんぽ生命は商品ポートフォリオを拡大する意図を示唆しているため、これはかんぽ生命による不公平な競争上の優位性をもたらすことになることになるとEBCは考えている。

提案：

- 日本郵政の株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額も据え置かれるべきである。したがって、政府は公平や競争条件を確保すべきである。
- 政府は、日本郵政グループ企業がどの分野においてどのように協働するか、また、金融サービスを提供するビジネス・パートナーをどのように選ぶかを明確化すべきであり、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行に関して十分なコーポレートガバナンスが設けられていることを確認すべきである。
- 政府は、WTO GATSの下で行った約束を守るべきである。

■ 共済

年次現状報告：進展なし。目下のところ、共済には保険業法が適用されない。それどころか、共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。例えばJA共済は農林水産省が管轄している。

提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- これが達成されるまでは、共済とその各関係当局は、金融庁と同じ基準と規制を適用すべきである。
- 共済への加入は、さらに明確化されるべきであり、特定の職業など、本来意図された通りの明確に規定された集団に限定されるべきである。

■ 販売慣行

年次現状報告：若干の進展。法人である保険代理店による、親会社および関連会社の社員への保険販売は、いわゆる「第三分野」保険商品に限定されている（保険業法施行規則第234条、平成10年大蔵省告示第238号）。EBCは、行政改革委員会（1997年）や保険審議会（1992年）で検討された通り、この制限の理由を十分承知している。しかしながら、現行の規則は、新規参入者にとって障害となる可能性があり、日本の消費者にとって有益でないおそれがあるとEBCは考えている。

提案：

- 金融庁は、新たに生まれたテクノロジーや変化しつつある保険販売を考慮に入れて、上記の告示や関連規制を見直し、日本の消費者に益するさらなる規制緩和のロードマップを提示すべきである。

運輸・通信

航空会社

鉄道

電気通信サービス

電気通信機器

物流・貨物輸送

航空会社

はじめに

2016年には、日本へのインバウンド航空旅客数は引き続き増加した。近年の場合と同様、増加を主導したのは、アジア諸国からの旅客だった。欧州からの旅客数の増加も顕著だった。その要因は、旅行先としての日本に対する全般的な関心増大と、より有利な為替レートであり、後者は、観光旅行の地上費（宿泊、食事、観光等々の費用）をより手頃なものにする。景気停滞をよそに、ビジネス旅行も、インバウンド、アウトバウンド共に堅実に伸びた。

しかし、インバウンド旅行全体の増加は、日本から欧州へのアウトバウンド観光旅行の深刻な減少を埋め合わせてはいない。この減少は主に、最近のテロ攻撃と、日本国民による消費の全般的低下に起因している。これは、便数の間引き、より小型の機種の配備、さらには日本市場からの完全撤退にさえつながっている。

日本がインバウンド観光について政府の定めた野心的な目標を今後数年間で達成するためには、航空会社座席総数を増やす必要がある。航空会社座席キャパシティは、2020年の東京五輪に向けても増加させる必要がある。EBCは政府に対し、欧州路線での目下の減少を増加に転じるため、二面的なアプローチをとるよう要望する。最初のステップとして、海外観光旅行を推進すべきである。EBCは、若者の旅行を奨励するための、若者のパスポート取得費用を助成する取り組みを高く評価する。日本から欧州へのアウトバウンド旅行の需要が高まれば、販売手数料を得る日本の旅行代理店や旅行業者も含め、国内外双方の企業に利するだろう。欧州の旅行先に関する手数料は、ほかの旅行先の場合より高い傾向があるからである。

第二のステップとして、日本の国際ゲートウェイ空港での料金を引き下げるべきである。低需要が長く続く時期には、航空各社は、コスト削減と商業目標達成のため、座席キャパシティを下方修正する。そうした時期に航空会社が大きな損失をこうむることなく確実に営業を継続できるようにすることは、空港の長期的な利益になる。料金の引き下げは大いに役立ち、航空会社がより多くのキャパシティをより長期にわたって維持することを可能にし、需要が回復した際に、キャパシティ増大をより行いやすくする。EBCは、現行の高い着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、停留料の見直しと引き下げを提案する。アジアのほかの域内ハブ空港は、航空会社が短期的に便を減らしたりなくしたり決してしないよう、そうした料金を引き下げてきた。

EBCは、航空会社が新たな便を追加するための追加発着枠を公平に割り振ることによる、羽田空港のさらなる開放を引き続き支持する。EBCは、羽田でのケータリングと貨物の施設拡張も政府に促す。適切なインフラの目下の不足は、物流面の障害を生み、結果的に航空会社の運航コストを上昇させる。さらに、羽田の便数拡大にもかかわらず、航空会社が成田にとどまることを求める非公式の要求（行政指導）であるいわゆる「成田縛り」ルールの適用のさらなる明確化を政府に要望する。これは、欧州の航空会社が東京との往復便を効率的に運航する能力を損なわせる。座席キャパシティと便数全体の拡大さえ妨げかねない。

EBCは、これまでのEBC年次報告書で提起してきたその他いくつかの問題が未解決のままであることを遺憾に思う。そうした問題の1つは、成田での新しい格安航空会社（LCC）専用ターミナルの補助である。EBCは、この建物のコスト評価に関する情報や、コストが既存のテナントではなくLCCによって負担されたという証拠をまだ受け取っていない。もう一つの関連問題は、1社の航空会社に他社よりも有利な財務条件が与えられることによって引き起こされる市場競争の歪みの効果である。いかなる理由であれ、これが生じる場合には、国内外のほかのすべての航空会社を補償することによって、公平な競争条件を実現すべきであるとEBCは確信する。

欧州の航空会社は、環境への航空会社の影響を低減するため、新しい低燃費・低騒音の航空機の購入や、より効率的な航行技術、バイオ燃料試験を含む、多数の対策を講じてきた。EBCは、燃料消費削減とコスト効率向上のため羽田での新しい進入および発進パターンの開始を全面的に支持する。さらにEBCは、燃料消費だけでなく、地元住民にとっての騒音も不必要に増大させる成田での早めの「着陸時ギアダウン」方針の廃止を提案する。

主要な問題および提案

■ 海外観光旅行の再活性化

年次現状報告：限られた進展。政府は依然、外国航空旅客の旅行先として日本を推進することに相当の資金を割り当てているが、併せて海外観光旅行を奨励しない限り、2020年の東京五輪観光客を含む予想インバウンド旅客数を持続可能な供給で達成することはできないとEBCは確信する。

提案：

- 政府は、海外観光を呼び掛ける取り組みをPRキャンペーンによって促進し続けるべきであり、欧州に的を絞って旅行業者や旅行代理店と協力すべきである。
- 政府は、若者の海外旅行を奨励するため、若者のパスポート取得費用の助成を継続すべきである。

■ 日本の空港の高いコスト

年次現状報告：進展なし。日本の空港での運航コストは依然として高く、コスト軽減の目処は立っていない。欧州へのアウトバウンド旅行需要が低下するなか、航空各社は座席キャパシティの維持に苦闘している。その穴をインバウンド旅客数で埋めることは決してできない。円高ユーロ安になり、日本旅行の費用（ホテル宿泊費を含む）が上昇して、インバウンド旅客数に悪影響が出れば、状況はさらに悪化するだろう。航空各社が日欧間の座席キャパシティを減らし続ける結果、2020年の東京五輪に向けた急なキャパシティ増加が困難になるおそれがある。そうしたコスト問題に加え、政府は依然、航空会社に対し、販売前に公示運賃と追加料金を提出して承認を受けることを義務付けている。これは、ほかの主要市場では義務付けられていない、時間と費用のかかる慣行である。

提案：

- EBCは、すべての空港料金の引き下げを提案する。これは、座席キャパシティと便数の維持・増大を航空会社に促し、日欧間の旅客数の増加を可能にするだろう。現行の空港料金は、とりわけアジア地域のほかの空港と比較してあまりにも高い。アジア地域のほかの空港は、場合によっては、不確実な市場環境においてさえ航空会社がキャパシティを必ず維持するよう、料金を引き下げてきた。
- 旅行をさらに奨励するため、日本の国内空港での特定料金を引き下げるという先頃の政府の決定は、国際空港での料金引き下げのひな形として用いるべきである。
- EBCは、販売前に公示運賃と追加料金を提出して承認を受けることを航空会社に要求することの、消費者にとっての価値を再考するよう、政府に要望する。

■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。EBCは、羽田空港発着枠の開放継続を促す。さらに、ケータリングおよび貨物のための「空港内または空港付近」施設の改善が必要である。

提案：

- 成田空港での「早めの着陸時ギアダウン」方針は、燃料消費増加と騒音増大につながるため、環境ならびにコストを考慮して、地元自治体と協議の上、見直すべきである。
- 羽田空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。
- 待ち時間が依然として長いため、国際空港の入管スタッフを増員すべきである。
- 発着枠の増加、したがってまた、旅客数の増加を可能にするため、目下検討されている東京上空の新しい空中回廊を承認し速やかに導入すべきである。より直接的な進入路を通じての燃料消費減少は、環境に好影響を及ぼすだろう。
- 業者にとっての効率向上とコスト削減のため、羽田のケータリングおよび貨物運送業者向けにより多くのスペースを割り当てるべきである。
- 駐車場の待ち時間を軽減するため、羽田に追加の駐車施設を増設すべきである。これは空港への素早いアクセスを向上させるだろう。

鉄道

はじめに

日本はかねてから、南の九州と北の北海道をつなぐ広大な鉄道網を有する国となっている。本島の本州によって隔てられたこれら 2 つの島は現在、北海道新幹線につなげる東北新幹線の延長後、高速鉄道でもつながれている。日本の鉄道業界は、過去から現在に至るまで、国内サプライヤーに支配されてきた。外国サプライヤーが数えるほどしかないという状況は鉄道車両市場で最も顕著であり、大規模に活動している主要外国サプライヤーは 1 社もない。日本鉄道車輛工業会によると、2015 年度には、国内での鉄道車両生産金額は、輸出向けを含め、1,861 億円だった。日本は大規模な市場であり、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーにとって十分なポテンシャルを秘めており、もっと輸入に努力して欲しいと強調したい。

大震災から 5 年以上が経過したものの、再建されないままとなっている鉄道路線はまだ存在し、当面BRTによる仮代替や今後の進め方を未だ検討中のところもあり、完全復旧の見込みは来年、再来年になっている。都市計画と鉄道技術面の際立った専門知識を有するEBC鉄道委員会としては、バス・ラピッド・トランジット（BRT）（バス高速輸送）ではなくライト・レール・トランジット（LRT）を導入すべきだと確信する。LRT（路面電車）の普及は、高齢化・過疎化社会において人々の福利に間違いなく貢献するだろう。地域の商業活性化にもつながるだろう。

日本では、製品が国際規格に従って試験・認証されている場合でさえ、更なる広範囲の、とはいえ不必要な、試験なしには、鉄道事業者の検討対象にすらならない。（これの唯一の例外は、鉄道事業者が特定のメーカーから自ら調達する製品である。）EBCは、政府が、よりスムーズな輸出入を促進すべく法環境を改善することによって、この時間と資源の無駄をなくすよう強く要望する。鉄道分野における整合化を検討する際には、検討対象の日本の規格と仕様が日本の鉄道事業者によって実際に使用されているものであることを日本とEUの当局が確認することが最重要である。さらに、規格と仕様を公表し、欧州のメーカーがそうした要件を満たし上回る真の機会を持てるようにすることが重要である。EU-日本FTA/EPA交渉の枠組み内で設置された技術作業部会は、この目標達成に向けての良いスタートであるとEBCは確信しているが、作業部会からもたらされる、より多くの情報を業界と共有する必要がある、業界はこの作業に一層緊密に関与すべきである。

EBCは、鉄道に関して、FTA/EPAの交渉が進んでいることを歓迎している。しかし、政府と鉄道事業者が独自の安全基準を設定しているが故に、公共の入札要請を利用しない根拠が安全性への懸念であると言うのは理解できない。したがってEBCは日本政府に対し、EUと日本が同等の安全基準を有していることを認め、業務安全条項（OSC）の撤廃に同意することを要請する。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は欧州の試験・認証を承認すべきである
- 日本は業務安全条項を廃止すべきである
- WTOの政府認証調達協定の締約国として、日本政府は、公共調達が必ず同協定の規定に従って行われるようにすべきである

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖された垂直統合型システム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。

提案：

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、オープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- EBCは、このテーマについての、政府当局者、研究機関、鉄道事業者、産業界との継続的な対話を歓迎する。

■ 適合性評価および試験・認証の相互承認

年次現状報告：進展なし。2012年、国土交通省は、海外市場向けの日本製品を認証すること目的に、交通安全環境研究所の下に鉄道認証室を設置した。日本は確かに様々の国際標準化団体に参加しているが、国内鉄道市場全体に共通の標準規格を適用する動きはほとんどない。さらに日本は、この業界向けの共通の適合性評価制度を欠いている。EBCは、JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは肝要かつ相互に有益であると確信する。この重要な第一歩を踏み出せば、共通の適合性評価制度へ向けての今後の進め方をロードマップとして定めることができるだろう。

提案：

- 日本は、すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、JRグループ各社やその他の日本の主要鉄道事業者が参加する作業部会を設置すべきである。
- 日本の当局は、適合性評価制度を設ける面でより積極的な役割を担うべきである。

■ GPA — 業務安全条項（OSC）とその範囲の定義

年次現状報告：若干の進展。日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定（GPA）の締約国である。GPAの枠組み内で、日本は国内運輸業界に適用される業務安全条項（OSC）を取り決めたが、これは、運輸の業務安全に関係した調達が除外されると規定しており、結果的に、この業界での入札要請はきわめて少数となっている。日本は、JR 3社の除外の一環として業務安全条項の定義を約束したものの、最新情報によれば日本はきわめて幅広い定義を策定中であるため、これが実質的な変化につながるかどうかはまだ疑問である。

提案：

- 日本は、OSCを段階的廃止期間なしに速やかに撤廃すべきである。
- 政府は、新しい鉄道プロジェクト（LRT等）を計画するときには、適切な公共調達制度を設けるためのガイダンスとして地方自治体がGPAに従い、または用い、OSCを適用しないことを保証すべきである。

■ 入札

年次現状報告：わずかな進展。日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。しかしながらEBCは、車両についてのJR東日本の先頃の入札要請を称賛したい。EBCは、入札には明白なビジネスの根拠があると確信しており、したがって、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう願っている。EBCは、JR主要3社によって発表された、調達計画発表に関する自主的行動規範が一層の透明性と技術仕様書へのアクセス向上、ならびに定められた要求事項を満たし上回る方法に関する情報につながることも願っている。JR 3社による自主的行動規範の厳密な順守は、EUのサプライヤーにとって依然重要な問題であり、政府はこうした規範の完全な順守を保証する必要がある。

提案：

- 入札は、日本市場における競争を改善して、鉄道事業者と乗客の両方に益することになるため、政府は、JR東日本の手本に倣うことをほかの鉄道事業者に奨励して、入札の使用を推進すべきである。

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになってきている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関の設置—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。EBCは、独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるとみている。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する種々の意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。EBCは、日本の監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにそうした独立性が反映されるべきだと確信する。設置されることになる監督機関は、さらにまた、国会に直属すべきである。

EBCは、総務省の多くの政策が情報通信技術産業（ICT）の発展のために多大の貢献をしてきたと評価している。しかしEBCは、外部から任命されたマネジメントが半数以上を構成し、その決定までの手続きが透明性を持つ独立した監督部門を総務省内に設ける必要があると確信する。このことは同等性や非差別性、機能分離のモデルの観点からとりわけ重要であり、それにより顧客、既存事業者、競合相手の公正な扱いについてより明確な保証を提供できるとEBCは確信している。

サーバー間での個人データの大量転送が一般化し、ユーザーとプロバイダーの双方はもちろん、ますます多くの企業が参画するなか、政府等は大量のデータをどうやって規制すべきかを検討している。決して新たな問題ではないとはいえ、ここ二、三年、データ量の莫大な増加が見られている。EBCは、この分野を規制する必要性を十分理解しているが、企業を過剰な順守面の負担にさらすことを避けつつセキュリティ要件を満たすよう、規制をデザインすべきであると考えている。柔軟性と実用性を確保し、新しい権利と定義を明確にするためには、それが最も重要である。もちろん規制内容を決定するプロセスには透明性が必要であり、関係者以外からの意見を聞き、反映する必要がある。

企業がクラウドテクノロジーの利点を十分に活用できるためには、情報の国際転送の問題に特に注意を払うべきである。そのためには消費者保護および消費者への情報提供と、企業がビジネスを行うための適切な環境の確立を図り、その間の適切なバランスをとるべきである。したがって、政府が単独で事を進めるのではなく、ベストプラクティスをえるために、世界各国の政府と常時、相互連絡を取り合うことが肝要である。

EBC電気通信サービス委員会は、日本とEUの間で検討されているFTA/EPAが大きな貢献をすると期待している。企業や消費者に向けた、電気通信およびICTサービス分野に関する競争促進的な条件にも大きな影響を与えると考える。この分野では、1998年のWTOの「通信に関する基本合意」（Basic Telecoms Agreement）とその関連事項のドキュメント（its annexed Reference Paper）が、存在しており参考にすべきである。交渉は、現在のEUと米国、米国と日本のICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間のICT政策と規制の方向性について合意に正式に記すべきであるかどうかとも探るべきである。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

主要な問題および提案

■ 機構改革（独立規制機関）

年次現状報告：進展なし。EBC は、政府が日本の電気通信分野の規制と産業推進の両方の役割を担うことは不適切であると考えます。しかしながら現在、総務省は依然、広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を享受している。独立した監督機関の問題は前政権によって提起されたが、これまでのところ、現政権下では検討がなされていない。EBC は、消費者の立場に立って通信業界に関する規制や実際のビジネスのやり方について強い権限を有する独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案する。

提案：

- 人的なリソースなども十分に用意され、権限を持つ独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新しいイノベーションに富んだ、多様なサービスを市場にどれだけ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。独立性を持つために、メンバーは政府外から選任されるべきであり、その機関は総務省ではなく国会に直属すべきである。

■ ビッグデータのデータ保護

年次現状報告：新たな問題。日々、サーバー間で膨大な量の個人データが送信されるなか、当局は、この分野を規制する必要があることを認識している。EBC は、改革はわかりやすい内容を持ち、かつ実用的であるべきだと考えており、この点から政策協議に貢献したい。規制は、個人のプライバシー保護と、日本における経済成長と雇用を推進する新たな商品やサービスのイノベーションをサポートする環境の創出といった分野のバランスを注意深く配慮するべきと考える。

提案：

- データ処理を行う企業に課せられる新たな義務は明確であるべきであり、いかなる定義も明快でなければならない。
- 政府は、意図的でないコスト増大につながり、データ処理を提供する利点を相殺する可能性のある過度に複雑な規制を避けるべきである。
- 新しい規制は、個人のプライバシーと、企業が情報を使用する必要性との間の本質的な対立を最小限に抑えるバランスのとれたアプローチも備えるべきである。
- データのセキュリティを確保するベストプラクティスを導入する一方で、データの流れが国境で「止められる」ことが決してないよう、データの国際転送に特に注力する必要がある。

■ 公正競争

年次現状報告：若干の進展。EBC は、グローバルな慣行に基づく公正競争原則に従うことが最重要と考える。こうした原則は、公正競争ルールに関する今後の議論が成功を収めることを保証するだろう。

提案：

- 政府は、十分な協議時間を提供することを含め、規制プロセスの透明性と効率を確保すべきである。
- 政府は、事務と規制上の義務を最小限に抑えたオープンでシンプルな許認可手続を導入すべきである。
- 既存事業者は、自社事業と競合他社の事業の間に料金等の条件に差別を設けないことと、適切に分離された公開会計記録を提供することを義務付けられるべきである。
- 規制当局によって、周波数割当、敷設権、ナンバリング・プランについては、透明性ある管理がなされるべきである。
- 市場への新規参入者をサポートするため、「平等なアクセス」と番号ポータビリティに関する制度の実施状況を規制当局が積極的に監視すべきである。
- 不公正な内部補助を回避する助けとして、市場において顕著な支配力を有する事業者は、公表される透明性ある独立した会計記録を保持するべきである。

Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications Equipment Committee
(General Manager, Standardization & Regulation,
Technology & Research, Ericsson Japan K.K.)
c/o Ericsson Japan K.K.
MOMENTO SHIODOME, 2-3-17 Higashi-Shimbashi
Minato-ku, Tokyo 105-0021
Phone 03-6721-3300; Fax 03-5408-9744

電気通信機器

はじめに

日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。2020年東京五輪が間近に迫るなか、日本は、自国の最新技術を世界に明示することを目指している。政府は、五輪に間に合うよう5Gを導入・運用する意向をすでに表明しており、携帯電話用途向けの帯域幅拡大のニーズ増大を政府がどうサポートできるか目下検討している。これは、ビッグデータやモノのインターネットといった、より明白な電気通信分野に限らず、ヘルスケアや、地上ベース車両とドローンの両方に関係した輸送等の分野もカバーする。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを称賛する。製品承認手続を促進するためにすでにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用対象はまだ主として有線通信端末であり、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

全世界の携帯電話加入件数は約74億件であり、このうち37億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。日本のような成熟した市場でさえ、高度データサービスやロング・ターム・エボリューション（LTE）の導入に伴い、スマートフォンの普及率は約50%となっており、モバイルブロードバンドの成長を牽引している。2020年に予想されるトラフィック利用はユーザー当たり毎月10GBである。ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用される様々なアプリ、およびM2M通信は、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。700、900、3,400MHzの周波数帯を携帯電話向けに成功裏に割り当てた後、政府は目下、さらなる割当を検討している。EBCは、このさらなる拡大を大いに支持しており、日本が引き続き、ほかの市場と整合化された周波数帯を実現するよう願っている。

2016年1月、公正取引委員会（公取委）は、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（知的財産ガイドライン）の一部改正を発表した。EBCは、改正された最終ガイドラインが、独占禁止に関する国際的なベストプラクティスに沿う形に改正・改良されたことを喜ばしく思う。これは、2015年にEBCが行った提案に似た、より柔軟性のある効果ベースのアプローチを採用することにより達成された。ガイドライン案の改正について意見募集を行い、業界ステークホルダーと協力してガイドラインを国際的なベストプラクティスに沿ったものにした公取委をEBCは高く評価する。技術への貢献者と技術の利用者の折り合いをうまくつけることは、消費者に益する健全な競争重視の標準化エコシステムを確保する鍵である。その悪い見本は、標準化団体IEEE（米電気電子技術者協会）による、バランスのとれたアプローチからの先頃の逸脱であり、その結果、多くの技術貢献者はもはや、IEEEの新方針の下でライセンス供与を約束する意欲を失っている。

FTA/EPAへの主な論点

- EUの認可を日本市場で利用できるよう、かつ、その逆もまた同様にできるよう、製品認証の真の相互承認を導入する
- 日本においてSVCの適用対象となる製品の範囲を拡大する

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似したSVCが2004年に日本政府によって導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は引き続き対象外であることに失望している。

提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。これは、FTA/EPAを通じて達成できるだろう。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」カテゴリ内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT（IMT-2000、IMT-Advanced、IMT-2020）の周波数割当の整合

年次現状報告：若干の進展。EBCは、日本がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当に活発に取り組んできたことを認める。このアプローチは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす。EBCは、総務省が3,480MHzから3,600MHzまでの周波数帯をIMT-Advancedシステムに割り当てたこと、および、同省がモバイルブロードバンドの需要増大に対処するため、1,700MHz、2,300MHz、2,600MHz、3,400MHzの周波数帯の割当を、2015年の整合のとれた周波数割当計画および電波政策2020懇談会の報告書に従って確保するよう努めていることを喜ばしく思う。EBCは、IMT-2020（5G）の周波数帯候補が特定されたことも喜ばしく思う。

提案：

- 政府は、各国の政府と共同して、例えば700MHz、1,700MHz、2,300MHz、2,600MHz、3,400～3,600MHz、3,600～4,200MHz、4,400～4,900MHz、および27.5GHz～29.5GHzの周波数帯、ならびに2019年世界無線通信会議（WRC-19）の議題1.13で言及された周波数帯について、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当の達成に取り組むべきである。2,300MHz周波数帯に関しては、既存の免許取得者と見込み免許取得者のための免許制による周波数の共同利用を検討すべきである。
- 政府は、6GHz以上の新しい整合のとれたIMTシステム用周波数の特定を行うため、WRC-19の議題1.13に関して主導的に関与すべきである。

■ モバイル機器に関する将来を見据えた電波規制

年次現状報告：新たな問題。日本は、モノのインターネット（IoT）や、高度道路交通システム（ITS）、5G向けの新しいワイヤレス技術を推進している。先進のワイヤレス技術は、ICTの革新的な利用を促進し、新興産業や経済成長に貢献しうる。EBCの見るところ、日本の電波規制は柔軟性に欠けおり、各周波数帯に関して特定の技術に基づいた技術要件を定めることで、新しいワイヤレス技術の導入を遅らせかねない。日本の電波規制は、無線設備が要件を満たしていることを確認するための定期的な機器の測定を強制することで、付加的な負担を生み出す。

提案：

- 日本は、LTE-MやNB-IoTといった新技術を日本で速やかに導入できるよう、モバイル機器に関する、将来を見据えた柔軟性ある電波規制を採用すべきである。
- 日本は、現行の電波規制を見直して、無線基地局、特に、比較的小型の製品で使用されるMassive MIMO（Multiple Input – Multiple Output）用のAAS（アクティブ・アンテナ・システム）について、必要以上の要件を課すのを避けるべきである。とりわけ、定期的（5年ごと）に義務付けられている、アンテナまたは同等モニターポートでの設備の無線性能チェック要件を入念に見直すべきである。

Mr. Gavin Murdoch

Chair, Logistics & Freight Committee

(President & Representative Director, DHL Supply Chain Ltd.)

c/o DHL Supply Chain Ltd.

Gotenyama Trust Tower 8F., 4-7-35 Kita-Shinagawa

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001

Phone 03-5792-9518

Fax 03-5792-9653

物流・貨物輸送

はじめに

欧州のフォワーダー、国際エクスプレス事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を日本の消費者にもたらすが、それでもまだ、深刻かつ重大な規制面の難題に直面している。さらに、日本の高いコストや不十分なインフラ、航空機の運航時間への制限、非常に混雑した港湾、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、同じサービスを提供しているにもかかわらず、業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。政府は、日本を地域貿易にとっての有望な物流ハブとするために必要なことについて全体的視点からとらえるべきであるとEBCは確信する。

日本には9つの異なる税関管区があるが、中央税関当局はない。目下のところ、実際に通関業務を行う場所を管轄する税関に対してしか企業は申告を行うことができない。それゆえ、日本に複数の支社を持していない外国の物流会社が業務範囲を拡大することは困難となっている。首都圏には2つの税関管区がある。成田、原木を含む東京と、それ以外を担当する横浜である。こうした背景に照らし、EBCは、輸出入申告官署の柔軟性向上に関して財務省によって上程された様々の提案を歓迎した。しかし、NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) の更改が実施される2017年まで実質的な変更は予定されていない。EBCは、NACCS利用時に英語の使用可能性が制限されていることも指摘しておきたい。

目下再編過程にある日本郵便は積極的な拡大を計画しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇による恩恵を依然享受している。EBCは、特定の社会経済的な目標を達成するユニバーサルサービス義務の必要性を認識している。しかし、日本郵便はエクスプレス市場での不公平な競争による恩恵を享受しており、特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスである日本郵便の国際スピード郵便 (EMS) は、すでに市場の18%を占めている。EMSは、民間エクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けず (次ページで詳述)、それゆえ、EMSの拡大は競争をさらに歪めるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本の企業と個人にも悪影響を及ぼすことになる。EMSは欧州でも米国でもユニバーサルサービスの一部と見なされていない点を指摘しておくのは重要である。欧州では、EMSはユニバーサル郵便サービスとは明確に別物とされており、一方米国では、EMSは「競争的サービス」のカテゴリーに属している。EBCは、ゆうパックの場合同様、日本におけるユニバーサルサービスの範囲外にEMSを移すことに何の障害もないと確信している。

企業は、日本における認定通関業者 (AEO) コンセプトの導入により、請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。EBCは、AEOコンセプトが最初に提示されたときに提案されたものに似た、一層の簡素化を導入すべきであると確信している。

日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにおける課題の解決にあまりつながっていない。2002年11月というはるか以前に国交省によって発表されたスーパー中核港湾構想は、日本の港湾の高コスト構造にいまだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ・ターミナル開発に取り組もうとしているのは中央政府よりむしろ地方自治体であるため、期待される規模の経済と効率の達成は困難なままだろう。データは日本の港湾活動の低下を示している。例えば神戸港は、1980年のアジア第4位から、2015年現在は59位へと転落している。コンテナ取扱量に基づく、東京港と横浜港は両方合わせても2015年現在世界20位に過ぎなかった。日本が活気ある海運国であり続けることを望むのなら、構造の改善が是が非でも必要である。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本郵便と民間エクスプレスサービス業者の間の公平な競争条件を確保する
- 日本の海運関係の法律が外国企業と国内企業とを決して差別しないようにする

主要な問題および提案

■ 通関手続

年次現状報告：進展。現在日本では、当該管区に企業が所在していない場合、または、当該管区の通関免許が交付されていない場合の通関手続には制限がある。現行の体制では、外国の物流会社や日本の中小企業が通関業務の範囲を拡大することは困難である。所管の税関管区とは異なる場所での通関申告を可能にする、税関管区の規制緩和は、柔軟性を増し、通関業者にとっての業務効率を改善するだろう。したがってEBCは、輸出入申告官署を自由化し、さらなる改善を導入するための財務省の提案を歓迎する。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 税関管区、とりわけ遠隔地からの申告に関する政策の実施を約束する。
- 検疫貨物を検査できる場所に関しての柔軟性を拡大する。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。
- 通関手数料の上限を廃止し、自由で公正な料金の設定を市場に任せる。
- 種々の税関当局の報告および管理要件を合理化して、税関規則、報告要件の解釈および適用について一層の標準化を実現する。

■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告：進展なし。現在、日本郵便は、中身の物品の価額が20万1千円を超える場合にのみNACCSシステムを通じて税関にEMS小包を申告することを義務付けられているが、一方、民間業者はNACCSを通じてすべての小包を（1万円以下の免税対象品および20万1,999円以下の少額課税対象品として）申告することを義務付けられている。さらに、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、事実上駐車規制はEMS集配車には適用されていない。関税法以外の様々の規制（他法令）による管理が適用される検疫関連の物品等の中身が入ったEMS貨物は郵便施設でチェックを受けられるのに対し、民間業者によって輸送されるそうした貨物は、最初の通関手続地（通常は空港）の検疫所で検査を受けなければならない。

提案：

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じNACCS申告方法の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 車前貨物情報の提出に関する平等な規則の確保によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、まず第一に、すべての貨物を空港外の保税倉庫へ輸送することを民間エクスプレスサービス業者に認めるべきであり、理想的には、そうした施設での検疫関連の物品の検査を認めるべきである。

■ 認定通関業者（AEO）

年次現状報告：若干の進展。現行の認定通関業者（AEO）制度は予想されていた簡素化にはつながっていない。逆に、多くの場合、事務上の負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能性が確保される場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続の簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

提案：

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOによって取り扱われる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
 - ◇ 日本国外のサーバーからのNACCSへのアクセスを可能にする
 - ◇ 物理的な貨物検査の軽減
 - ◇ デジタル・アーカイブ使用の許可
 - ◇ 個人の通関業許可を廃止し、企業ベースの許可を導入する

■ 港湾コストおよび開発

年次現状報告：限られた進展。日本の港湾コストは、ほかの先進諸国に比べ並外れて高い。高コストは、欧州企業が日本で最大限のポテンシャルを発揮して活動することを妨げるだけでなく、生産拠点を海外に切り替え、日本の港湾経由の輸送量を減らす方向へ多くの日本企業を追いやっていっている。高い港湾コストは、例えば中継サービスの提供面などでは、韓国や中国がはるかに競争的なサービスを提供しているため、アジアにおける日本の港湾の競争上の地位もむしろ悪化する。さらに、外国の海運会社は依然、日本において自社の海外向け貨物を自社船舶に積み替えることを認められていないため、ほかの諸国でのそうした貨物の積み替えを助長することとなり、日本の港湾でのビジネスがさらに減る結果を招いている。同様の制限は欧州でも適用されているとはいえ、それでも日本の海運会社は、例えばドイツからフランスまで等、EU内で国境を越えて貨物を輸送することが可能であり、それによってビジネス要求事項を満たすことができる。

提案：

- 政府は、アジア・ゲートウェイ戦略会議において港湾運営構造の高いコストを取り上げるべきである。
- コンテナ海運会社が日本で複合一貫輸送を提供することを妨げている規則・規制を見直して、国際基準に沿ったものにすべきである。同じことは、空コンテナの沿岸輸送にも当てはまる。当該船舶が登録されている国が日本と二国間協定を結んでいない限り、空コンテナの沿岸輸送には、目下、特別の許可が必要とされる。
- 目下制限をもたらしめている港湾の固定した営業時間の問題を解消すべきである。
- 政府は、大井コンテナふ頭周辺の交通混雑問題を解消すべきである。早急に措置をとらなければ、おそらく2020年の東京オリンピックに伴い状況はさらに悪化するだろう。

■ 港湾業務の競争促進

年次現状報告：限られた進展。日本港運協会（JHTA）は依然、ウォーターフロントで絶大な裁量権を振るっている。業務の変更を行うことを望む海運会社は、JHTAからの事前承認を必要とする。このプロセスは透明性を欠いており、ウォーターフロントで代替的な競争的なサービスを追求することを事実上阻んでいる。海運会社がターミナルを独自に運営することを望む場合には、免許を申請することができる。国交省は受理後2カ月以内に申請を処理することを約束してきたが、最低雇用水準等の要件は依然、各社が日本での港湾サービスをめぐって真の競争を展開することを妨げている。外国企業が日本での業務を取り扱う独自のターミナルを設けることはまだ不可能である。

提案：

- 政府は、とりわけ日常的業務に関して、JHTAからの事前承認を求めることなく業務の変更を行うことを海運会社に認める制度を設けることによって、競争を促進すべきである。
- 政府は、外国の海運会社が独自の取扱施設を所有すること、または最低限、港湾業務を競争的に運営することを認めるべきである。

■ 船内荷役請負サービスの競争入札

年次現状報告：進展なし。2000年11月に施行された港湾運送事業法の改正は、海運会社が複数の船内荷役請負業者非公開レートで下請契約を結ぶことができるようにしたが、現実には、独立した組織的な競争入札の概念はまだ実現を見ていない。

提案：

- 一般入札による船内荷役請負サービスの競争入札を促進・規制すべきである。
- 海運会社がコンテナ・ターミナル・サービス・プロバイダーを変更することを事実上妨げている、広く行き渡った ""Grand Father Principle""（JHTAの事前承認という「お上の許可」が必要な状況）を見直して排除すべきである。

医療・衛生

動物用医薬品

臨床検査機器・試薬（体外診断）

医療機器

医薬品

ワクチン

化粧品・医薬部外品

動物用医薬品

はじめに

ヒト用医薬品の場合と同様、日本の動物用医薬品市場はきわめて規制されている。動物用医薬品（VMP）の製造販売承認（MA）は農林水産省から下り、登録申請書類は動物医薬品検査所（NVAL）によって審査される。さらに、食用動物用の動物用医薬品の場合は、食品安全委員会と厚生労働省も関与し、それぞれ、1日当たりの許容摂取量と残留基準値を確定する。業界調査専門会社の富士経済（2016年）によると、日本の動物用医薬品市場（動物病院販路で流通されるペットフードおよび医療ダイエット製品を除く）は、2015年の卸売ベースで1,141億円規模だった。この市場は2011～2015年の期間にはごくわずかの成長にとどまり、複合年間成長率はわずか1.9%だった。日本では60社以上がVMPを製造および／または輸入して、顧客に供給している。多国籍動物用医薬品企業に由来する製品のマーケットシェアは、動物用医薬品と生物学的製剤開発両方のイノベーションへの継続的投資のお陰で着実に伸びており、50%近くに達している。その一方、過去20年間、日本のヒト用医薬品会社の大半は、動物用医薬品部門を外国の多国籍動物用医薬品会社へと売却し、ほぼすべての日本国内動物用医薬品会社は国内でのみ活動し、輸出はほんのわずかの水準となっている。とりわけ、動物用医薬品の場合、多国籍企業は新しい化学物質を含んだ革新的な動物用医薬品の主たる供給元をなす一方、国内企業は、革新的製剤面でユニークな特徴を多少盛り込むにせよ、後追いのジェネリック医薬品開発分野で活動する傾向がある。

環太平洋パートナーシップ（TPP）への日本の参加は、海外から輸入される畜産品（例えば豚肉や牛肉）に関する関税や補助金の廃止や引き下げを必要とするため、国内の畜産業者のビジネスを脅かす。日本の畜産業の持続可能性を確保するには、競争的なコストでの革新的VMPへの迅速なアクセスがきわめて重要である。日本は、ヒト用医薬品の日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の動物用医薬品版である「動物用医薬品（VMP）の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」（VICH）の三者間（EU・日本・米国）プログラムに加わっている。VICHは国際レベルでのVMPの登録要件の整合化を目指しており、これは世界向けに開発される医薬品の登録コストの削減にある程度役立ってきた。しかしながら、飼い主、獣医、消費者が革新的かつ有用なVMPにアクセスするのを妨げたり遅らせたりする、日本独特の要求事項がまだいくつかある。生物学的製剤の場合、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件をはじめ、いくつかの規格項目は、日本独自のものである。製品規格を日本市場のためだけに新たに定める必要があり、ワクチンの各バッチをこうした独自規格に基づいてリリースしなければならず、しばしば、製造現場での重複した試験が必要になる。非臨床試験実施に関する基準（GLP）や臨床試験実施に関する基準（GCP）の下、海外で実施された試験は、登録申請書類に記載することを農水省から認められる一方、VMPの製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互承認はまだ存在していない。そのため、（原薬であれ最終製品であれ）VMPの製造に従事している海外製造施設は、EUの当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。農水省は先頃規制を改正し、今では日本語と英語で書かれた認定証を発行するという、動物用医薬品業界から歓迎される措置をとったとはいえ、このプロセスは、大量の冗長な事務処理を必要とする。

ここ数年間、農水省は、承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させることになる措置を実施するために努力を払ってきた。EBCは、食用動物用の医薬品承認申請の審査を農水省、厚労省、食品安全委員会が並行的に実施できるようにして、全体的承認審査期間を短縮することが期待される、2016年9月30日に発表された取り組みをとりわけ歓迎した。審査期間は大幅に改善しているとはいえ、いくつかの製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。したがって、日本における革新的で費用対効果の高いVMPへの顧客アクセスは、海外でそれを利用できるスピードに比べ劣っている。例えば遺伝子組み換え生物（GMO）の実験および実地使用許可の交付前に必要とされる長い審査プロセスは、日本における革新的なVMPの提供時期の深刻な遅れをもたらしている。

主要な問題および提案

■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

年次現状報告：限られた進展。シードロットシステムは、確立されたマスターシードウイルス／バクテリアから作り出されるウイルス／バクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。2008年にシードロットシステムを導入した農水省の構想のおかげで、一部の動物用ワクチンは出荷前の国家検定を必要としない。EBCは、適格な原虫病ワクチン、魚病ワクチン、遺伝子組み換えワクチンをシードロットシステムに含めるために農水省が払っている継続的努力を高く評価する。しかし、一部の欧州製ワクチンは、国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等、独自の付加的な試験要件のため、こうした便益を享受できない。その一例は、シードロットシステムに従って製造される生ワクチンについて、対象動物または実験動物を用いる血清学的な力価試験についての要件である。イヌとネコ用ワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた追加の異常毒性否定試験が義務付けられているが、これは動物福祉面の懸念を生むだけでなく、顧客にとってのコスト負担増にもつながる。

提案：

- シードロットシステムにおける生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件を廃止すべきである。
- イヌとネコ用ワクチンの異常毒性否定試験を廃止すべきである。

■ 遺伝子組み換え生物（GMO）に関する制限

年次現状報告：限られた進展。日本は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」を実施するカルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）を2003年に制定した。これは、GMOを利用する動物用生ワクチンにも適用される。ワクチンのベースとしてGMOを用いる場合には、従来の不活性化または弱毒生ワクチンとは異なり、第一種使用規程と第二種使用等拡散防止措置という2つの特殊許可が必要とされる。第二種使用等拡散防止措置は、適切な拡散防止措置を確実にとるため、実験環境において使用されるGMOに対して交付され、一方、第一種使用規程は、当該GMOが生物学的多様性に悪影響を及ぼさないことが確認された後に、圃場またはその他の非密閉環境（治験等）において使用または研究されるGMOが対象である。目下のところ、両方の許可を同時に申請することはできない。まず、第二種使用等拡散防止措置、次に第一種使用規程という形で、逐次的に行わなければならない。第一種使用規程の許可が下りるまで治験を開始することはできないが、企業が、2つの許可を得るために、農水省とGMOに関する外部専門家によって構成される調査会による審査を完了するのに3年以上を費やすというのは稀ではない。その結果として、当然ながら、日本における動物用GMO生ワクチンの数は、EUや米国に比べきわめて限られており、したがって、革新的なテクノロジーの日本の顧客（農家、ペット飼い主）へのアクセスは制限されている。

提案：

- EUや米国ですでに承認されたGMOを利用する動物用生ワクチンの場合、第一種使用規程と第二種使用等拡散防止措置の許可審査は、企業が日本で治験を開始できるようになるまでの期間を短縮するため、並行的もしくは同時に行うべきである。

Mr. Shuichi Hayashi

Chair, Medical Diagnostics Committee

(Vice President and Head of In Vitro Diagnostics,

Roche Diagnostics K.K.)

c/o Roche Diagnostics K.K.

Roche Bldg., 2-6-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014

Phone 03-5443-5293

Fax 03-5443-5267

臨床検査機器・試薬（体外診断）

はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に実際の医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考えます。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚労省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として、2008年以降の診療報酬改定においては、臨床検査の「質の確保および迅速化」を考慮した検体検査実施料の改定が行われてきていることを評価している。特に2016年の診療報酬改定において「国際標準検査管理加算」が新たに設定されたが、この取得の施設基準に「国際規格に基づく技術能力の認定」と検査の質が明記された意義は大きいと考える。

また、既に臨床の場においてますますその重要度が増してきている個別化医療/コンパニオン診断薬については、その承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立に関して、製薬業界団体とも協働し、行政との協議を進めている。さらには次世代シークエンサー等の先端技術を用いた検査の臨床運用も急速に進んでおり、これら先端技術検査の精度・品質を担保する制度設計は緊急の課題である。このような現実において、日本の医療現場で個別化医療をさらに普及させ、臨床検査・医療の質の維持向上のために臨床検査の価値を基にその役割を果たし続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療を迅速に提供する上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は公定価格（診療報酬）制度であるが、革新的な製品においてはそれが価格に反映することができる制度にすべきである
- 日本独自の薬事規制を、できるだけ国際整合性を取った規制にする。あるいは海外で受けた審査結果を可能な限り受け入れられるように変更すべき
- 次世代シークエンサー等の先端技術を用いた診断薬のガイドライン等の作成により、これら製品が積極的に日本に導入できるようにする
- 日本独自の流通（卸、代理店）制度の見直し

主要な問題および提案

■ 新規体外診断用医薬品（IVD）へのアクセスの迅速化

年次現状報告：わずかな進展。2014年3月31日、厚生労働省より「体外診断用医薬品審査迅速のための協働計画」が発表され、以下の取り組みが確認され実行中である。

1. 承認審査プロセスにおける質の向上に向けた取り組み
2. 標準的審査期間の設定
3. 審査員の増員
4. 進捗管理と目標達成に向けた改善策の検討

提案：

- 5か年の実施計画達成までの各年のマイルストーン設定とアクション
- 審査員の研修制度充実による審査の質の向上
- 官民の実務者による定期的な会合開催と、取り組みの検証及び期間目標の確実な達成モニター

■ 承認審査や安全対策等に関する厚生労働省との定期意見交換会

年次現状報告：進展。厚生労働省医薬・生活衛生局およびPMDAとの承認審査や安全対策等に関する定期意見交換会(7/28)において、EBC臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会は、日本臨床検査薬協会（JACRI）および米国医療機器・IVD工業会（AMDD）IVD委員会と共同で、以下の提言を行った。

提案：

- 現行の規制制度の運用改善
新規品目が承認されても、一般的名称に関する通知・告示が長期にわたって発出されないことがあり、その適応が遅延することがある。一定のルールに従って速やかに通知・告示の発出を望む。
前回の改正において、一定の条件を満たすことを前提に紙添付文書の省略が可能となったが、実際の運用が進んでいない。この原因究明のために、実態調査を行い解決策を模索、今後の対策を進めていきたい。
- 承認審査プロセスにおける質の向上
審査員の人数が上記協働計画の申し合わせゴールである6名に達したと聞いている。今後審査員の研修制度充実等により、「審査の迅速化・質の向上」が達成できることを期待している。
承認前試験の開始遅延等により、審査期間の長期化が課題となっている。実施内容、プロセス改善により、審査の期間短縮を図って欲しい。
- 将来に向けた課題
臨床性能試験に関して、業界WGと行政側でガイドライン整備に向けた協議がスタートした。ガイドライン制定に向けて、引き続き協力をお願いしたい。
臨床性能試験実施に利用可能な検体を安定的に確保できる「検体バンク」の創設を業界内で進めてきた。その中でAMEDから日本の公的バイオバンクの所有する検体利用の提案があった。制度の整備&実現に向けて協力をお願いしたい。

■ 体外診断用医薬品（IVD）の診療報酬のあり方をタスクフォースで協議

年次現状報告：進展。2016年4月よりIVDの新規保険適用(E2,E3)について中医協で意見陳述ができるようになった。これを機にIVD診療報酬のあり方を協議し、中医協専門部会に要望することをめざし、EBC臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会は、日本臨床検査薬協会（JACRI）および米国医療機器・IVD工業会（AMDD）のIVD委員会と共同し、「中医協対応合同タスクフォース」を設置した。

提案：

- IVDにおける新たなイノベーションが的確にかつ早期に保険適応できる仕組みを作るとともに、中医協において健全な協議をお願いしたい。
- 本タスクフォースにおいては、第三者機関（シンクタンク）を活用した現状調査及び制度設計の取りまとめを行い、2017年1Qを目標に中医協保険医療材料等専門部会対して提案を行う。

Mr. Danny Risberg

Chair, Medical Equipment Committee
(President & CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.)
c/o Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan
Minato-ku, Tokyo 108-8507
Phone 03-3740-5001
Fax 03-3740-5012

医療機器

はじめに

日本の医療は、世界有数の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。医療制度の財源面では、急速な高齢化・医療の高度化にともない2015年度の国民医療費では41.5兆円（前年比で1.5兆円増）となり、日本住民が期待するより高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。世界で最も早く高齢化社会が進む日本では、医療財政面の問題だけでなく、疾病の予防、早期診断、早期治療などの質の高い医療を提供することにより、健康寿命と呼ばれる「日常生活に制限のない寿命」を延ばすための取り組みが重要となっている。日本住民への優れた最新の医療機器の提供は、患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減をもたらし、健康寿命を延ばすための投資と捉えられるべきである。

現在のような環境下で今後も高い質の医療サービスを提供し続けるためには、欧州の優れたイノベーティブな医療機器・医療材料・サービスの日本への適切な導入が必須である。そのためには、日本の規制やプロセスをできる限り国際基準に合わせることで、欧州との相互認証を進めることやデータの活用、保険償還制度の予見性を高めることが求められる。日本から規制に関する情報を多言語にて世界に発信することにより、日本の市場をより開かれたものとし、欧州からの市場参入を促す必要がある。医療IT技術を活用した救急救命・遠隔医療・介護見守り、医療データのデジタル化による効率的な医療サービスの提供、また、欧州企業が参画できるFDI(Foreign Direct Investment)のための施策の継続も望まれる。

2015年には以下の内容で前向きな進捗が見られた。

- 医療機器産業に向けて様々な施策、計画が打たれ、活動計画の実施により、行政と業界とのより建設的な意見交換ができるようになり、具体的な施策に結びついていること
- 承認審査の迅速化、研究開発の促進が進展していること
- 欧州企業が参画できるFDI(Foreign Direct Investment)のための施策が具体的に打たれたこと

今後もEBC医療機器委員会として、欧州より優れた医療機器を日本住民に適切に届けられるような環境を整えるべく、行政および他関連業界団体との協働を強化し、結果をだせるべく活動を続けていきたい。

FTA/EPAへの主な論点

- 医療機器審査の更なる迅速化
- 臨床評価のあり方
- QMS相互承認と国際整合化
- ソフトウェアの医療機器としての新法での取り扱いと国際整合化
- 経營業務の管理責任者（常勤の取締役）及び専任技術者の設置

主要な問題および提案

■ 医療機器審査の更なる迅速化

年次現状報告：一定の改善。新5か年計画が開始された。申請及び審査の質の向上は依然大きな柱である。

提案：

- 問題点の可視化、課題解決のための行政と業界との協力が必須。PMDAへの政府拠出金の増額

■ 臨床評価のあり方

年次現状報告：進展。臨床評価報告書及び臨床評価相談用資料作成の手引きが公開された。

提案：

- 平成27年度厚生労働科学研究費補助金、医療機器の迅速かつ的確な承認及び開発に必要な治験ガイドラインのあり方に関する調査研究の成果で、治験要否の基準が明らかになることを期待

■ QMSの相互承認と整合化

年次現状報告：進展。QMS合理化へ向けて新法QMSがスタートした。スタート直後の様々な課題はあったが、行政と業界とで協力し、国際標準化へ向けてさらなる改善を希望する。

提案：

- 製品群毎、定期調査の位置づけの再確認。製販 第三章部分の調査の合理化
- MDSAPを視野に入れ、英文によるQMS省令(省令の内容及び運用方法)の情報発信の必要性

■ 償還価格

年次現状報告：一定の進捗あり。材料のイノベーション評価や機能区分の細分化に関しては一定の進捗が見られた。診断・治療機器のイノベーション評価に関しては、改良技術のC2包含化などの進捗があったが、C2申請プロセスに関しては、引き続き行政と交渉すべき課題が残されている。

提案：

- 償還価格の毎年改定に関する議論は一旦休止しているものの、引き続き反対の立場を継続
- 費用対効果評価制度に関しては、対象範囲の明確化とともに慎重な対応を行政に要望
- 医療材料に関しては、機能区分のさらなる細分化、イノベーションの評価の拡大に向けて他の業界団体と共同で行政との交渉に当たる。また、再算定制度の廃止、および拡大再算定導入防止に向けての議論を継続
- 医療技術に関しては、C2申請の内容とプロセス明確化の継続、新たな診療報酬体系の提案
- 在宅医療機器に関しては、在宅用医療機器並びに改良品に関する適切な評価

■ 経營業務の管理責任者（常勤の取締役）及び専任技術者の設置

年次現状報告：進展無し。医療機器搬入設置時の工事を企業が請け負う、または工事を外注する場合は建設業の許可が必要であり、「経營業務の管理責任者及び専任技術者」及び現場では「監理技術者もしくは主任技術者」の雇用が法令で義務付けられている。

提案：

- 建設業許可の要件が多少緩和されたが実際のメリットは無い。更なる要件緩和を要望

■ 医療のIT化に向けた環境整備

年次現状報告：わずかな進捗。グローバルにおいてヘルスデータ取扱いの議論が高まっている。

提案：

- マルチステークホルダーでの全体的な議論、グローバルとの情報共有の必要性。遠隔医療やビッグデータの利活用下での診療報酬のスキーム導入

医薬品

はじめに

日本社会の高齢化進展により国民医療費は増大し続けているが、医薬品市場については一部の革新的医薬品で突出した傾向を示すものの今後市場の成長が抑制されることが示されている。後発医薬品の使用拡大は、イノベーション促進のための制度を継続できる財政的な余地となっている。

製薬市場：2015年度の国民医療費（概算）は前年度比3.8%、1.5兆円増の41.5兆円になった。欧州製薬団体連合会（EFPIA）の調査・推計によると今後の医療用医薬品市場の伸びは、2025年までほぼ横ばい（年平均成長率+0.13%）で推移すると予想されている。高齢化および医療技術の進歩により医療費が高騰する環境下でありながら、現行の薬価制度と後発医薬品の使用促進により、十分に薬剤費支出がコントロールされている。後発医薬品のシェアを2018年~2020年までの早期に80%にするという目標設定により、さらなる削減が見込まれる。

新薬創出加算：新薬開発、未承認薬・適応外薬への投資を活性化する仕組みとして、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度」が2010年から試行的に導入されている。2年ごとの薬価制度改革議論においてこの加算の制度化について議論がされたが試行のまま継続となっている。欧州系製薬企業を対象とした調査によると、新制度の導入を契機に新薬の開発プロジェクト数が顕著に増加するなど試行的な導入の効果が現れている。

薬価改定頻度：薬価改定は、2年ごとに診療報酬改定とセットで実施されるべきものである。仮に2年ごとの薬価改定のタイミング以外で消費増税による薬価の見直しが必要なときには、消費増税分を手当てするなどの簡易な臨時的改定とすべきである。また、医療費に大きな影響を及ぼす等の極めて高額な医薬品の期中改定について議論されているが、一定期間の市場実態を踏まえ、2年ごとの薬価改定時に実施すべきである。2市場拡大再算定や、2015年末に突然議論が浮上した特例市場拡大再算定などの追加、または期中の薬価改定は医薬品市場のマイナス成長を来し、政府が医療を戦略的な成長産業と指定していることに矛盾するだけでなく、海外から日本へ投資するインセンティブの低下にもつながる。

新薬の14日処方制限：現在、新薬は薬価収載から1年間、処方期間の上限は原則として14日に制限されている。実際、多くの新薬について処方医は薬価収載後1年間処方しない結果となっている。日本においては市販直後調査の仕組みに加え、2013年に「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実した安全対策がとられている。新薬の14日処方制限は、現在では不要な規制であり、患者さんの新薬へのアクセスを阻害している。

費用対効果評価の導入：2016年の4月より費用対効果評価を用いた医療技術評価(HTA)を試行的に導入することが検討されている。欧州での経験からHTAは患者さんの革新的な新薬へのアクセスを阻害することとなり、また、政府と産業界双方に大きな業務負担を強いるものであることがわかっている。日本は欧州における経験を適切に活かすべきである。

国際調和：臨床試験に関しては、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準（GCP）改正等により、治験の実施に関するグローバルスタンダードとのアラインメントが着実に進んでいる。一方で、治験コスト適正化や症例集積性の向上といった治験の効率に関する課題には、依然、医療機関間での取り組みに差があり、改善の余地がある。また、EU－日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互認証協定（MRA）の拡大は進捗していない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他の製品については試験検査の重複につながっている。そのため、業界にコスト増、ひいては医療費の増大につながっている。

主要な問題および提案

■ 薬価制度

年次現状報告：若干の後退。2010年より新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度が試行的に継続して広くイノベーションを推進する環境がある。一方で、イノベーションの障壁も存在する他、特例市場再算定やHTAの新たな導入が日本市場に対する魅力を損ねている。

提案：

- イノベーションの成果を適切に評価する新薬創出・適応外薬解消等促進加算の仕組みを追加的な条件等を付加することなく安定的に継続すべきである。これにより、グローバルな競争下において日本への医薬品開発への継続的な投資が促され、革新的な新薬の早期提供が可能になる。
- 消費増税に伴う臨時的な薬価改定や特に高額な薬剤の期中改定について議論されるが、診療報酬体系とのバランスの観点からも隔年の薬価改定を継続すべきである。
- イノベーションの促進を阻害し、ビジネス上の予見性を毀損する市場拡大再算定制度に加え新たな特例再算定が導入された。これらの市場拡大再算定の制度を廃止すべきである。特に、類似薬効比較方式にて算定された薬剤は、その対象から外すべきである。
- 安全性をモニタリングする仕組みの導入と強化により環境が変化したことを踏まえ、療担規則による新薬の処方原則として14日以内に制限する日本独自の規制を見直し、患者さんの新薬へのアクセスを改善すべきである。

■ 費用対効果評価などの医療技術評価（HTA）

年次現状報告：進展なし。HTAの一形式である費用対効果評価が2016年の4月から試行的な導入を目指して検討が進められている。

提案：

2015年7月に発表したHTAに関する「EFPIAの見解」ではHTAの導入に際して下記を提唱している。

- すべてのプロセスにおいて、すべてのステークホルダーを議論に参加させる（患者、医療提供者、および産業界など）。
- HTAの試行的導入にあたり、優先順位付けを行う。
- 費用面だけでなく、健康アウトカムの改善を重視する。
- 患者アクセスまたは医師の裁量権に悪影響を及ぼさないようにする。
- イノベーションを評価し、政府と産業界の負担を最小化する。

■ 国際調和（臨床試験環境/ 相互認証協定）

年次現状報告：若干の進展。治験の効率に関する課題には改善の余地がある。また、GMPについてのEU-日本間の相互認証協定は限定的であり検査・検定の重複によって引き起こされる上市の遅れとコストの増加につながっている。

提案：

- 「治験等の効率化に関する報告書（2011年）」、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012アクションプラン（2012年）」に沿った具体的な治験の効率化のためのアクションを一層進めるべきである。
- GMPに関するEU-日本相互認証協定の相互認証国を欧州28カ国に適用するとともに、非経口固形製剤も含む方向へ拡大することにより、検査・検定の重複による潜在的なラグの解消及びGMPに関するコストを削減すべきである。

Dr. Jun Honda

Chair, Vaccine Sub-committee, Biologics Committee, EFPIA Japan

(Senior Expert, GlaxoSmithKline K.K.)

c/o GlaxoSmithKline K.K.

6-15, Sendagaya 4-chome

Shibuya-ku, Tokyo 151-8566

Phone 03-5786-5159

Fax 03-5786-5260

ワクチン

はじめに

2008年頃から日本では感染症対策としての新しいワクチンが次々と導入され、「深刻なワクチン・ギャップがある」と言われた状況から急速な改善が見られた。2016年10月までには多くのワクチンが定期接種（国が接種を強く勧め、公的費用負担がされるワクチン）の対象となり、世界保健機構（WHO）が定期接種として推奨するワクチンで、国内で検討が残されているのはロタウイルスワクチンとおたふくかぜワクチンのみとなってきた。しかし、その他のギャップとしては、過密な小児期の接種スケジュールを緩和するための小児用混合ワクチンの開発がある。おたふくかぜ・麻疹・風疹の三種が混合されたMMRワクチンや、DTaP-IPV四種混合ワクチンにB型肝炎ワクチンやヒブワクチンを加えた五種、六種混合は日本で未導入である。

一方、2015年末以降、GMP違反や自然災害などによるワクチンの供給問題が生じ、医療現場や関連する製造業者は甚大な影響を受けた。特に、限られた製造業者のみが製造しているワクチンについては影響が大きく、危機管理上の課題としてワクチンの供給問題が改めて浮上した。安定にワクチンを供給するにあたり、日本の薬事上の規制要件は阻害要因となっている。例えばワクチンを輸入してから実際に市場に供給できるまでには6カ月以上の期間が必要であり、結果的にワクチンの有効期間が短くなることにつながっている。

また、近年はワクチンの導入・開発にあたっての制度上の問題も課題となっている。ワクチンが定期接種として推奨されるプロセスが明確でなく、予見困難な状態となっており、今後、企業が日本で開発するリスクが増大している。加えて2013年6月から始まったヒトパピローマウイルスワクチンの勧奨差し控えは、報告されている様々な症状とワクチンとの因果関係が医学的・科学的に明らかになっていないにも関わらず、2016年9月現在も続いている。企業がスムーズにワクチンの開発を行うためには、日本の規制当局が科学的に判断できる基盤を構築する必要がある、何より日本の女性が子宮頸がんを予防できる機会を失うという不幸な状況は続くべきではない。

このようにワクチンの品揃えというギャップが解消に向かう一方、制度・政策上改善する必要のある「構造的」ギャップが改めて浮き彫りとなってきている。国民の健康に寄与する、より良いワクチンの開発と製造への投資を国内外ワクチン製造業者に奨励するためには、日本の予防接種制度や政策を見直すとともに、日本特有の規制の撤廃が効果的であり、必要な改革は早期に実施するべきである。

FTA/EPAへの主な論点

- 安定供給体制の確保
 - ワクチンの製造元を国内外の複数業者に分散し、安定的な供給ルートを確保
 - 政府による長期の購入契約締結や備蓄対策といった手段も検討
- 規制要件の国際的調和の推進
 - MRA（相互認証協定）／MOU（了解覚書）の拡大でワクチン等を対象品目とし、また国家検定プロセスを合理化することによりワクチン供給にかかる時間を大幅削減
 - 品質基準の国際的調和を図り、ワクチンの導入を加速

主要な問題および提案

■ WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進

年次現状報告：若干の進展。2016年10月以降、B型肝炎ワクチンが定期接種化され、残るロタウイルス・おたふくの各ワクチンについても厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて鋭意検討がなされ、定期化に向けての議論がなされている。また混合ワクチンの開発についても優先度が高く、早期に開発すべきとの提言がなされている。

提案：

- 残るロタウイルス・おたふくの各ワクチン等日本で承認されたWHO推奨ワクチンの定期接種化も早期に実現し、まだ国内にない混合ワクチンについても早期に導入・開発すべきである。

■ 安定供給体制の確保

年次現状報告：新たな問題。製造業者側の問題や自然災害の発生などにより、ワクチンの供給が不安定となり、日本の公衆衛生に悪影響を与えることが懸念される。2015年は実際にそれが起こる寸前だった。また突発的な感染症の発生もそれにつながる場合がある。定期接種ワクチンのような重要なワクチンは、製造元を国内外の複数業者に分散し、共存させることにより、国内ワクチン供給体制がより安定となる。また、長期的な購入契約の締結や備蓄対策といった有用な手段も検討に値する。

提案：

- ワクチンの製造元を国内外の複数業者に分散し、安定的な供給ルートを確保すべきである。
- 政府による長期の購入契約締結や備蓄対策といった手段も検討すべきである。

■ 「構造的ワクチン・ギャップ」の解消

年次現状報告：進展なし。海外の優れたワクチンが次々と導入され、定期接種化されたワクチン数も増える中、相対的にワクチン政策の不備が目立つ形となり、新たなワクチン・ギャップとして浮上してきた。規制当局が安全性の観点から接種の推奨を科学的に判断できる基盤の構築が必要であり、それなしに予防できる感染症から国民は守れない。また、規制当局が新しいワクチンを定期接種として推奨することの予見が困難な場合が多く、結果的に企業は日本におけるワクチンの開発を躊躇し、品揃えのワクチン・ギャップが再来する恐れがある。

提案：

- 正当な科学的根拠を基に明確な政策判断がなされる環境整備や、ワクチン定期接種化プロセスの合理化をするべきである。

■ 日・欧相互認証協定（MRA）や「生物学的製剤基準」（生物基）を含む、規制要件の国際的調和の推進

年次現状報告：進展なし。医薬品GMPのMRA対象国については2016年4月に拡大した。しかし依然としてワクチンはMRA対象外である。また、国家検定実施のプロセスや、改定時期、手順、収載基準が明確でない生物基の存在など、薬事規制により新しいワクチンの導入や供給に手間や時間がかかり過ぎるのが現状である。輸入ワクチンの供給は、輸入から市場への出荷までに現状6カ月以上の時間がかかっている。

提案：

- MRAの対象品目拡大でワクチンを含むバイオ医薬品の重複した品質試験を削減し、また国家検定プロセスを合理化することにより、輸入から出荷までの期間を短縮すべきである。
- 早期にワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他極との調和を図るべく、現行の生物基を廃止し、内容を整理して日本薬局方に統合するべきである。

化粧品・医薬部外品

はじめに

EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな展開への貢献、消費者への情報提供を行うと共に、製造販売後安全管理の基準（GVP）と品質管理の基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに持続可能な環境の推進に努めている。EU企業が提供する多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品は、身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、容貌を良くしたり、虫歯を予防したりという様々な方法で、消費者の日常生活のQOL (Quality of Life) 向上に寄与している。日本政府は現在財政への負担を緩和しつつ国民の健康向上を図るためにセルフケア・セルフメディケーションを推進しているが、化粧品・医薬部外品はその目的に合致する製品群でもある。

2015年の日本の化粧品出荷額は1兆5,070億円であった。日本は2015年には2,438億円相当の化粧品を輸入し、その内、EUからの輸入は約824億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の多くがEUから輸入されていることは、日本の消費者がその価値を認めている証といえる。一方、厚生労働省は2016年に輸入非関税障壁であった輸入届の廃止、また医薬部外品においても承認事項一部変更承認において製品切り替えの申請者による時期設定を行えるようにし、輸入に関わる規制緩和を行った。

しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性の観点から改善の余地があり、また複雑な承認申請制度を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得ることが難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。またEUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合には長い承認過程を経なければならない。

EUと日本は、リーダーシップを発揮し医薬部外品のより迅速な承認に取り組み、化粧品の効能効果の整合性を図り、化粧品と医薬部外品に配合可能な成分についても整合化すべきである。EU-日本EPA/FTAは、このプロセスを進める重要な手段となるべきである。一方、化粧品規制協力国際会議（ICCR）は、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議している。EBCはICCRにおけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。

FTA/EPAへの主な論点

- 厚生労働省は、輸入届の廃止に加えて、各種申請書・届出の提出、輸入手続きを電子的にも行えるようにすべきである
- 口腔衛生用品におけるフッ素の利用を推進するために、薬用歯磨き類の承認基準を改定し、歯磨剤・洗口液の国際的整合性を早期に実現すべきである

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：わずかに進展。厚生労働省は、薬用化粧品審査ガイドラインとして2014年に作成した。薬用シャンプー及び薬用リンスに続く第2ステップとして、薬用石けんについて審査ガイドラインを作成するべく、日本化粧品工業連合会（粧工連）に業界案の提出を依頼した。これを受け、粧工連は薬用石けんの承認事例の調査を開始している。

また、2015年8月に審査管理課長通知「医薬部外品添加物リストの見直しに係る調査について（依頼）」を発出し、2008年のリスト作成以降初めて、既存成分の配合上限値や外原規追加収載成分につき見直し作業を行っている。

PMDAは承認前例のある別紙規格成分に関する情報を企業等から収集し、医薬部外品添加物規格集を2014年に作成、2015年に続き2016年にも追加募集をしたが、企業等からの情報提供がく、現在27成分のみが収載される結果となっている。さらに、PMDAは2016年4月より申請者が承認申請時に書類記載内容を申請者が確認するためのチェックリストの添付を試行し2017年の実施を目指しているが、これは審査期間の短縮に繋がらなければ申請者にさらなる負担を増やすことに繋がる。

こうした一連の措置は、医薬部外品審査制度の改善に繋がると考えるが、審査期間の短縮は確約されていない。

提案：

- 審査ガイドラインが作成され、既承認の医薬部外品と同一性があると認められる医薬部外品については審査期間の短縮を早期に図るべきである。
- 既に承認されている医薬部外品に配合している成分の別紙規格には承認済みコードを付け、次にその成分を使用した医薬部外品の申請においては、そのコードを承認申請書に示すことで、その成分の別紙規格を再度審査することを省略し審査の効率化・短縮化を図るべきである。

■ 医薬部外品と化粧品の成分の整合化

年次現状報告：わずかに進展。EUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用している。日本において口腔衛生製品で認められているフッ化物濃度レベルは、ほかの先進諸国で認められているレベルと整合していない。フッ素は虫歯予防に効果的であることは科学的に検証されており、フッ素のセルフケアの一環として口腔の健康、ひいては身体全体の健康に重要である。日本は医薬部外品として販売される歯磨剤では最高1,000 ppmのフッ化物を認めているが、欧州では最高1,500 ppmのフッ化物濃度が認められている。欧米全土のドラッグストアやスーパーでは、フッ化物濃度226 ppmの洗口液が販売されているが、日本では2015年に一般消費者向けに要指導医薬品として洗口液でのフッ化物の使用がようやく認められたところである。

提案：

- 薬用歯磨き類の承認基準を改定し、国際的整合性を考慮して歯磨剤（医薬部外品）のフッ化物配合上限を引き上げ、洗口液（医薬部外品）にフッ素を配合することを早期に可能にすべきである。

■ 化粧品の効能表現拡大について

年次現状報告：進展なし。化粧品の効能は、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能が定められた。2011年には、「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。しかしながら、日本における効能表現の範囲は、諸外国に比べ未だに狭く、最新の研究と技術に基づいた輸入化粧品の日本市場への参入を阻む要因ともなりかねない。

一方、効能の拡大のために日本化粧品学会・日本化粧品工業会は紫外線による「光老化」の予防効能に取り組んでいる。また、セルフケアの一環として科学的に検証されている効能、例えば保湿のアト

ピー肌への効能や日焼け止め製品の皮膚がん予防効果等についても消費者に正確に伝える方法を考える必要があるであろう。

提案：

- 日本は化粧品品の効能表現を拡大し、EU と整合性を図るべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の輸入手続きの簡素化

年次現状報告：大きな進展あり。2016年1月より輸入届が廃止され、輸入に係る業務が著しく簡素化された。一方、輸入届廃止と同時にNACCSを使用したオンライン手続きが廃止となり、通関時には製造（製造販売）業許可証、及び国内での製造販売に必要な化粧品製造販売届等の写しを書面にて提示することとされ、手続きのオンライン化は一步後退した状況である。

提案：

- 化粧品及び医薬部外品の輸入通関時に必要となる資料の提示について、書面による手続きではなく、輸入貨物の通関手続きに用いている NACCS を活用する等のオンライン手続きを可能とするシステムを構築するべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の届出・申請業務のオンライン化

年次現状報告：進展なし。日本国政府は「IT利活用に係る基本指針」において、対面・書面による申請手続等の行政手続をオンライン化し業務改革を実施するという方向性を示している。医療用医薬品においては、承認申請書及び臨床試験に関する資料等について、インターネットを介した電子データの提出が開始される。一方、化粧品及び医薬部外品については、NACCSを使用できる輸出届を除き、FDと書面による届出・申請であり、諸外国と比較し、旧態依然とした手続きとなっている。また、都道府県、PMDA、税関のシステムが連動していないことから、化粧品・医薬部外品の製造販売に係る届出・申請、輸出用製品に係る届出、輸入通関に必要な資料の提示について、それぞれの手続きが必要となっている。

提案：

- 化粧品製造販売届、医薬部外品承認申請については、オンラインで届出・申請可能なシステムを構築し、通関時に使用するシステムとの連動により、申請手続のワンストップサービスを可能とするべきである。

■ 動物実験代替法

年次現状報告：進展なし。EUでは化粧品の安全性・有効性試験に対する動物実験が完全に禁止され、動物実験禁止の動きはEU以外の地域にも波及している。一方、日本では新規原料を配合した医薬部外品申請にあたり、動物実験に基づいた安全性データの提出が求められている。動物実験廃止と代替法への移行に対する社会的要請は年々高まりつつあり、医薬部外品申請においても動物実験代替法を積極的に利用する姿勢は2011年の厚労省からの通知で示されているものの、利用可能な代替法は、光毒性試験、皮膚感作性試験、眼刺激性試験のうちの数種類に限られている。

提案：

- 日本は、経済協力開発機構（OECD）テストガイドラインに基づき行政への提案が終了している代替法に関しては、速やかに厚労省ガイドラインとして発出し、医薬部外品申請に利用できるようにするべきである。

消費財

酒類
食品・農業

Mr. James Paton

Chair, Liquor Committee

(President, MHD Moët Hennessy Diageo K.K.)

c/o MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

13F Jimbocho Mitsui Bldg.

1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051

Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

酒類

はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、2015年の外国産輸入品は、2,910億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体のわずか4%だった。この主な理由は明らかである。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分ではなく、さらに、国際基準に則った製品定義の採用や、市場アクセスに関連する非関税障壁の撤廃面で諸外国に後れをとっている。

日本は依然、スパークリングワイン（関税率リットル当たり182円）とスティールワイン（関税率リットル当たり125円）の両方に関税をかけており、EUで課せられる水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなっている。EBCは、そうした高い関税の根拠も、また、スパークリングワインとスティールワインに課せられる関税になぜ違いがあるのかも理解できない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないのだから、関税率がスティールワインより高い必要はない。

ビールに関する日本の税制も同様に不可解である。日本では、ビールは、アルコール分に基づいて課税されたり、混成酒類グループとして課税されるのではなく、麦芽比率に基づいて課税されて、基本的に3つのカテゴリーに分けられ、麦芽比率67%以上の本格「ビール」（real beer）が最高の税率となっている。欧州のビールは、少数の例外を除き、すべて、本格ビールに分類される。したがってこの税制は、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールをより安価にし、それゆえ、より身近なものにするという残念な効果を持つ。その結果、麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールが日本のビール市場の40%近くを占めるに至っている。EBCは、高品質のビールが麦芽比率の低いビールや麦芽比率0%のビールより重く課税されることがないように、税制を麦芽比率とは無関係にすべきであると確信する。

日本では、食品に対する製造ロットコード（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な製品回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料製品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。EBCは、2014年9月に国税庁が、製造ロットコードが消去された製品が市場に出回っていることに関する懸念を表明した通達を出したことは評価するものの、日本政府に対し、日本の消費者の健康と安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう引続き要望する。

最後に、日本の酒税法で地理的表示の正確な定義がなされていないことは、EBCにとって大きな懸念材料となっている。長期的視点から見て、定義の欠如は欧州企業が日本市場で競争する能力を妨げるおそれがある。したがってEBCは、EU-日本FTA/EPAの枠組み内で共通の定義を採用するようEUと日本に要望する。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、すべての酒類関連製品の関税を恒久的かつ迅速に撤廃すべきである
- 日本は、さらなる申請手続きの必要なく、欧州の地理的表示を認定すべきである
- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである
- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告：わずかに進展。製造ロットコード（生産履歴管理情報）は、効果的で効率的な製品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確な対応が不可欠である。国税庁はようやく、製造ロットコードが消去、改ざん、隠ぺいされた輸入酒類の流通に関して、消費者の安全よりも事業利益を優先する慣行は望ましくないとする業界通達を出した。しかし、この通達は、製造ロットコードが消去された製品の輸入や販売を差し止める法的拘束力は有していない。

提案：

- 政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を發布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告：進展なし。日本のワイン関税は、（1998年WTOパネルで達した含意に従って）2002年にゼロまで引き下げられたビール、ブランデー、ウイスキーに適用される関税に比べ、恣意的といえるほど高い。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案：

- EBCは日本に対し、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に適用される関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ ビールの酒税

年次現状報告：進展なし。日本ではビールの酒税は麦芽比率に基づいている。これは残念ながら、麦芽比率が67%以上の本格ビールを不利な立場に置き、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールを価格面で有利にするという状況を招いてきた。このことは、合わせて日本のビール市場の40%近くを占める麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールのマーケットシェアを見ればきわめて明らかである。

提案：

- 日本は、ビールの酒税制度を改正して、麦芽比率と無関係なものにすべきである。

■ 添加物

年次現状報告：わずかに進展。酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大きく異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続はきわめて高コストで時間もかかる。

提案：

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告：わずかに進展。日本のワインの定義は広義すぎる。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な製品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案：

- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：進展なし。日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相容れず、日本市場における欧州製品の地位を損なうおそれがある。

提案：

- 政府は、酒税法における地理的表示規則を見直して、より広く受け入れられたEUの定義に沿った改正を導入すべきである。

Mr. Olivier Convert

Chair, Food & Agriculture Committee
(Managing Director, Roquette Japan K.K.)
c/o Roquette Japan K.K.
2F. KDX Kasuga Bldg., 1-15-15 Nishikata
Bunkyo-ku, Tokyo 113-0024
Phone 03-3830-1510
Fax 03-3830-1525

食品・農業

はじめに

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用する原材料の輸入に有利にはたらく、加工・非加工を問わず、包装食品の輸入には妨げとなる。他の先進国のスーパーマーケットと比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入加工食品の相対的乏しさは、これを物語っている。それは実際、普通のスーパーで見受けられ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

現状の背景には二つの大きな要因がある。第一の、かつ最大の要因は関税である。食品は毎日買われるものであるため、価格は、買うものを選ぶ際に、消費者にとって重要な決定要因となる。欧州製包装食品は、価格の大半を占める関税が課せられるため、明らかに不利である。関税は場合によっては実質100%を超えることもある。普通のバターは、この異常事態の一例である。EBCはこの問題をきわめて重視しており、欧州製品にとって日本市場がよりアクセスしやすいものになるよう、抜本的な変革を期待する。

第二の要因は、多数の非関税障壁が、欧州から輸入される食品に数量面でも種類面でも重大な影響を及ぼしてきたことである。例えば、食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）が安全と宣言した食品添加物や酵素の過半数が日本ではまだ認可されていないため、日本は依然として、諸外国と「同調」していない。さらに、日本の食品添加物認可プロセスではスケジュールや期限が規定されていないため、認可が下りるまでにどれくらいの時間がかかるのかを知るのは困難となっている。申請者が当初要求されなかった試験結果の提出を求められる場合もあり、そうすると認可プロセスがさらに長引くことになる。食品用酵素をめぐる問題も、食品添加物の場合とほぼ同じである。

もう1つの主な非関税障壁は、最大残留濃度（MRL）である。一部のEU製品は、EUと日本の間のMRLの非整合のため、日本に輸入できない。さらに、日本は、製品と濃度のポジティブリストを用いており、リストに載っていない製品は、たとえ基礎投入原料の最大残留濃度がより高い場合でも、0.01 ppm以下の残留濃度—根拠のない低濃度—でなければならない。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。EU-日本FTA/EPAのもとでは、関税は撤廃され、基準は整合化され、日欧両地域の市販承認は、相互に承認されるはずである。EBC食品・農業委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると固く信じている。さらにこれは、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

FTA/EPAへの主な論点

- 輸入割当と関税割当を含む関税
 - 欧州企業にとって魅力のあるすべての製品は、たとえセンシティブなものであっても、交渉に含めるべきである
 - 解体期間はできるだけ短期であること
 - 関税割当制度は利用しやすいものであること
- 添加物と酵素
 - 日本は、国際的に承認された添加物と酵素を認可すべきである
 - 日本の認可制度は、より迅速、かつ、より透明性を持つべきである
 - 承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告：進展なし。日本は依然、多数の食品や食材に高い輸入税率をかけている。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター（輸入税率35%+1,159円/kg）、チーズ（26から40%）、業務用チョコレート（29.8%）、菓子類（25%）、シロップ（24%+輸入割当に関係した砂糖税）、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ（21.3%）、ハーブティー（15%）などである。例えば乳製品や砂糖などには輸入割当も存在し、輸入割当制度はそうした成分を含んだ食品を輸入する際に複雑さを倍加させる。

提案：

- 政府とEUは、EU-日本FTA/EPAの一環として、食品への関税を廃止すべきである。
- 輸入割当制度を簡素化すべきである。

■ 食品添加物および食品用酵素

年次現状報告：遅々とした進展。日本と他の主要市場との間には、承認された添加物および酵素のリスト内容の相違が依然広く見られる。日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、いかなる期限もない申請期間は長く、具体的にどんな関係資料が必要とされるかを判断するのも困難であり、全体的に透明性を欠いている。承認過程の各段階について、当局が守るべき、法律で定められた明確な期限を設ければ、外国企業・国内企業双方に利するだろう。

提案：

- 厚生労働省は食品安全委員会と共に、承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである。さらに、補足的情報の度重なる請求を避けるべきである。
- 厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。
- EU-日本FTA/EPAは、EUで広く使用され、FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会（JECFA）が安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- 厚労省は、食品添加物の場合と同様の重点を酵素に置き、他の主要市場で安全性が十分に立証されている酵素を積極的に承認すべきである。

■ 最大残留濃度

年次現状報告：新たな問題。欧州で承認され広く使用されている多くの農薬は日本でも承認されているものの、残留濃度に関する日本の規制ははるかに厳しい。日本はポジティブリストを用いている。しかし、EUと日本の間の主な相違は、明示的にリストに掲載されていない加工食品における農薬最大残留濃度（MRL）の取り扱い方に見いだすことができる。欧州では派生製品が明示的に言及されていない場合には、投入原料の農薬MRLが使用される（例えばトウモロコシにおけるデルタメトリンのMRLは2ppmであり、したがってトウモロコシでんぷん由来製品のMRLも2ppmとなる）。しかし日本では、ポジティブリストに載っていない派生製品は、たとえ元の製品がより高いMRLを有していても、0.01ppmのデフォルトMRLを有している（例えば、トウモロコシにおけるデルタメトリンのMRLは1.0ppmであるが、リストに載っていないトウモロコシでんぷん由来製品のMRLはやはり0.01ppmとなる）。

提案：

- EUと日本は、MRL濃度を整合化するために協力すべきであり、規制されていない場合には、CODEXの濃度に従うべきである。
- 日本は、ポジティブリストに載っていない派生製品については、基礎製品に関して定められた濃度を用いるという概念を導入すべきである。
- EUと日本は、承認された農薬のEU・日本それぞれのリストを整合化すべきである。

■ 牛肉および牛由来製品（ケーシング、ゼラチン）

年次現状報告：進展。承認プロセスは長年にわたり緩慢だったが、ここ数年、日本への牛肉の輸出を認められるEU加盟国の数が増加をみている。しかしながら、そうした承認が下りるのを待っている加盟国もまだある。EBCは、いくつかの加盟国が、日本同様、「無視できるBSE（牛海綿状脳症）リスク」を有していると指定されていることを指摘しておきたい。

提案：

- 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品も、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、同様に輸入を認められるべきである。
- 農水省と厚労省は、すでにデータを提出したEU加盟国についての承認プロセスを迅速化すべきである。

■ 麦芽および関税割当制度

年次現状報告：進展なし。日本は、安価な麦芽に対する国内ビールメーカーからの需要と、国内の大麦芽農家および麦芽メーカーを保護する必要性のバランスをとるため、ビール醸造用麦芽に関して関税割当制度を設けている。関税割当を利用するには、ビールを製造する会社であるか、または特定のビールメーカー専用に麦芽を輸入する会社であることが条件になる。さらに、会社は年に2回しか関税割当を申請することができない。つまり、関税割当を用いたいかなる輸入も、実際の短期需要ではなく予測に基づかなければならない。

提案：

- 欧州の供給業者が関税割当を利用する必要性がなくなるよう、日本はFTAの一環として麦芽への関税を廃止すべきである。
- これが達成されないのなら、日本は制度を改めて、輸入業者が年間を通して制度を利用できるようにすべきであり、また、特定のビールメーカーでの醸造用使用という要件なしに、麦芽を貯蔵できるようにすべきである。

■ 保存加工肉および単針注射要件

年次現状報告：進展なし。食肉はいくつかの方法で保存加工できる。1つの方法は、針を用いた食肉への食塩水の注射である。欧州やその他ほとんどの国々では、この保存加工方法は、多針注射を用いて食肉に「スタンプ」を押す。この方法ははるかに効率的であり、食肉の露出時間を抑える。しかしこの方法は、日本では未加熱の食肉や、さらなる調理なしに消費される食肉向けには認められておらず、そうしたケースでは、単針注射しか利用できない。EBCは多針注射を認可しない衛生上の理由が思い当たらず、逆に多針注射のほうが、手早く済み、したがって包装前の食肉露出時間を短縮するので、より衛生的だと考えている。

提案：

- 日本は即刻、未加熱保存加工肉向けに多針注射を認めるべきである。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛・安全保障
建設
産業用材料
エネルギー

自動車

はじめに

日本の乗用車市場は相変わらず低迷している。2016年の当初8カ月間には、軽自動車を含む自動車市場全体は販売台数が前年同期比3.8%減少した。しかし、欧州車を中心とする輸入車は困難な市況にもめげずしっかり持ちこたえて、8月末までの期間、輸入実績を1%伸ばした。国内乗用車市場に占める欧州車のシェアは、6%弱の一定した水準を保っている。

非関税障壁（NTM）は、相変わらず乗用車、商用車双方の欧州車輸入業者にとってビジネス上の追加コスト要因となっている。したがって EBC 自動車委員会は、EU-日本 FTA/EPA 交渉において自動車分野の非関税障壁撤廃に重きが置かれたことを歓迎する。しかし、2016 年末までに原則的合意に達するにはまだ多くの作業が手付かずになっているが、このところ進展はほとんど見られていない。日本への EU 自動車輸出に影響する NTM の約 70%は、まだ懸案のままとされている。欧州で承認された車両型式を仕様の変更をせずに、そして、追加の試験および／または認可なしに日本で販売できるようにするため、さらなる努力が必要である。

前記の事からは以下によって達成できる。

1. 国際的に合意された UN 規制に基づいた、日本と EU の間での技術的要件の整合化。
日本と EU は共に、技術的要件と認証手続の整合化に関する 1958 年 UN-ECE（国際連合欧州経済委員会）協定の締約国である。しかしながら、UN 規則の対象とはなるものの、日本の型式認証プロセスとして、日本がその UN 認可を国内要件への適合を証明するものとして受け入れていない分野がまだある。これには、排出ガス規制、CO₂ 排出量、燃費といった主要な分野が含まれる。
2. UN規則対象外の分野における、乗用車、商用車双方に関する上記以外の日本独自の要件の廃止。FTA は、EU・日本による将来の規制措置が新たな貿易障壁を生み出すことがないよう協力することを双方に約束させる付則を含むべきである。

技術的要件の整合化だけでは不十分であるともいえる。目下、日本独自の車両区分の制度は、乗用車市場のほぼ 4 割の範囲で欧州製小型車を締め出している。これまでの年次報告書で述べてきた通り、軽自動車と呼ばれる日本のミニカー仕様は、外国製小型車にとっての市場参入の機会を減らしている。しかも、軽自動車は、税制上の優遇措置やその他の規制上の特典を受けており、同様の性能と本体価格を有する輸入車の競争力を損なわせている。

EBC 自動車委員会は、日本政府が、軽自動車と小型車の課税水準の格差縮小に向けて、経産省が提案した更なる措置をとるよう要望する。

FTA/EPAへの主な論点

- UN規則に基づく技術的要件の整合化を完結させる
- UN規則でカバーされない乗用車と商用車に対する上記以外の日本独自の要件の廃止
- 欧州製コンパクトカーおよびサブコンパクトカーが軽自動車と対等な立場での競争を可能とする更なる措置

主要な問題および提案

■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

年次現状報告：若干の進展。EBC自動車委員会は、日本のUN規則の採用追加および国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）を導入するための日本とEUの間の協力を歓迎する。その完全実施は、日本とEUの間の車両認証の相互承認へ向けての重要な一歩となるだろう。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 日本が独自の国内要件を維持している項目において、現存するUN規制の採用を完了する。
- EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、IWVTAの範囲を拡大し、日本の型式認証制度のすべての要件をカバーするようにする。

■ 税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 消費税が10%に引き上げられるときに、自動車取得税および重量税を廃止する。
- 国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所有者への全体的な税負担を軽減する。
- 環境にやさしい車に関する税優遇策の評価に使用される燃費と排ガスの測定については、EUと足並みを揃えて国際的にハーモナイズされた基準を採用し実施する。

■ 軽自動車

年次現状報告：ほとんど進展なし。軽自動車に関する規制面・財政面の特典の存続は小型車との競争を歪める。

提案：

- 日本政府は、軽自動車を他の自動車と対等の規制・財政の条件下に置くべきである。

■ 高圧ガス保安法

年次現状報告：ほとんど進展なし。高圧ガス保安法の運用は、燃料電池車やCNG（圧縮天然ガス）車といった、環境にやさしい技術を採用した輸入車の日本市場への導入を妨げている。

提案：

- 日本政府は、こうした技術を最小限の事務手続きの負担で使用可能とするために、技術的要件について、EUとの間で整合化を図るための必要な措置をとるべきである。

■ 商用車

年次現状報告：ほとんど進展なし。バスの車幅・全長・軸重の上限、大型車の車両総重量を計算する方法および排出ガス浄化装置についての耐久試験要件に関する日本の規制、また、その他の日本独自の技術的要件は、欧州商用車の輸出業者にとっての商機を制限している。

提案：

- 日本政府は、これらの要件をEUと整合化すべきである。

Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee

(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.

Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi

Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700

Fax 03-4590-7770

自動車部品

はじめに

日本の自動車メーカーは今では、金銭的な見地からも、また第二の部品メーカーを通じてリスクを分散させるためにも、外国企業とビジネスを行うことに対し、よりオープンになっている。このトレンドを EBC は大いに歓迎する。

グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきた。こうした欧州のシステムは今や、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供している。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつある。ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、技術競争力の向上に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。自動車部品分野における昨今の国際的合併等の変化に伴い、このトレンドが今後なお一層強まるとEBCは確信している。

しかし現状では、専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている多くの日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしている。満たすべきオープンスタンダードの枠組みを設けるのではなく、仕様通りの製品を要求するのが日本の自動車メーカーにとっての標準商慣行となっている。これは透明性の欠如と新しいインプットを検討することへの消極性を反映している。これは、シングルプラットフォーム開発と量産へと向かう世界的傾向に逆らうものである。日本が真にグローバルな市場となるまでにまだいくぶん長い道のりがある。

EBCは、日本の当局がタイヤに関する規制の整合化に向けて努力を払ってきたことを承知している。新車に関しての一例は、国土交通省（国交省）が2015年10月に下した、日本市場についてUN/ECE (United Nations Economic Committee for Europe) R117-02規制（タイヤの騒音、ウェットグリップ、転がり抵抗）を実施する決定だった。この規制は、2018年に乗用車用タイヤ、2019年に軽トラック用タイヤ、2023年にトラック／バス用タイヤに関して施行される。EBCはこの決定を歓迎する。

しかしながら、タイヤ市場は新車市場（標準装着）と市販市場からなることに留意すべきである。市販市場の場合、上記のUN/ECE R117-02規制の実施スケジュールは依然未定である。さらに、日本の流通環境は細分化されており、部分的にしか統合されておらず、外国企業が参入しにくいといった特異性があるため、交換市場への参入には障害がある。

ガソリンスタンド、修理工場、タイヤショップを通じての消費者アクセスは、日本の市販市場で成功を収めるための重要な要因である。公取委による最近の市場集中調査によると、国内ブランドが依然、市場の大部分を占めており、すべてのタイヤカテゴリー（トラック／バス用、軽トラック用、乗用車用タイヤ）で90%前後となっている。EBCは、排他的流通の制限と細分化された流通市場への参入促進を目指すあらゆる措置を歓迎する。

FTA/EPAへの主な論点

- 商用車を適用対象外としない、UN規制の継続的導入

主要な問題および提案

■ 自動車産業のグローバル化

年次現状報告：進展。EBCは、グローバル化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なお多くの難問に直面している。この面では、系列企業との協力という伝統的な日本の慣行が障害をもたらすとともに競争のゆがみにつながっている。自由で開かれた競争は、より革新的で高品質の製品につながるだろう。それは日本のメーカーと消費者に恩恵をもたらすはずである。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。したがって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制の枠組みを整合化することが肝要である。

提案：

- 部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、日本の自動車業界に促す。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- 自由で開かれた競争を促進し、系列企業への過度の依存を回避する。
- 日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、外国の試験結果を承認する。

■ 情報交換の促進

年次現状報告：限られた進展。1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCは、2017年5月24日から26日まで横浜で開催される予定の自動車技術会（JSAE）の「人とくるまのテクノロジー展」と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案：

- 欧州自動車部品供給業者と日本の自動車業界の主要代表者間の直接の会議を継続する。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながってきた。将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるよう併せて提案する。

■ タイヤ

年次現状報告：進展。EBCは、UN/ECE R117-02規制を日本に導入するという国交省のとった措置を高く評価した。その導入は、新車用（標準装着）に関しては2023年を目処に段階的に完了することになっている。しかしながら、この分野における市販タイヤ販売チャネルへの参入はまだ難しいことを指摘しておきたい。

提案：

- 新車用だけでなく、市販市場に関しても、規制の整合化をさらに加速させる。
- 排他的流通を制限し、細分化された流通市場への参入を促進する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

航空

はじめに

日本の対外協力戦略は着実に変化してきた。戦後以来、米国を優先的パートナーとしてきた日本は、ほかの地域、とりわけEUとのよりバランスのとれた政治的・経済的な結び付きに門戸を開きつつある。継続中のFTA/EPA交渉およびTPP交渉の妥結は、数年を要する可能性があるとはいえ、今後のより世界規模の協力へのシフトを意味する。

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空（JAL）によるエアバスA350の選定と、ANAによるA320 neoとA380の選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになっている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力にますます前向きになっているように思われる。EBCはこうした変化を積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社2社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうる明白な証拠である。

日欧業界間の協力の成功例はいくつかある。川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社のBK117ヘリコプター共同開発プログラム、トレント・エンジンにおける日本の重工業各社とロールス・ロイス社との協力、ならびにサフラン社およびレオナルド社と、それぞれの提携日本企業との間のその他の協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。日本政府と欧州各国政府が締結した様々の二国間協定は、業務協力やプロジェクトの検討増大につながってきた。EU-日本協力の具体的なプログラムから建設的な成果がもたらされることをEBCは期待している。

単独国内開発方針から国際共同開発方針へのシフトは、技術分野における卓越性を生み、製品の数量・範囲両面で日本の市場を拡大することになるとEBCは強く確信している。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。とりわけ輸送機分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

2015年12月7日に採択された「欧州の新たな航空戦略」の一環として、欧州委員会は、「EUが日本などの航空分野主要製造国とのさらなる二者間航空安全協定の交渉を行うよう勧告した」。2016年3月、EU加盟28カ国は、EU全体を代表して交渉を行うことを欧州委員会に許可した。欧州委員会は、EUの航空安全および航空機認証機関として世界的に認められている欧州航空安全機関のサポートを受けて、日本側の当局である国土交通省航空局と交渉に当たることになる。EBCは、監督業務の重複を取り除き、EU・日本間の相互安全承認をサポートすることになるこの取り組みを後押ししている。

主要な問題および提案

■ EUとの協力促進

年次現状報告：進展。航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達の意思決定は、競争上の強みと技術的な強みの両方を考慮に入れて行うべきである。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。EBCは航空交通管理システムを近代化するように日本に一貫して要請している。一部の欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては、航空交通管理システムの場合などのように、機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案：

- 日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- 日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することを強く求めたい。

■ EU・日本間の二者間航空安全協定（BASA）交渉の支援

年次現状報告：進展。2016年3月、欧州委員会は、欧州航空安全機関と日本側当局である国土交通省航空局との間の二者間航空安全協定（BASA）締結を目指す交渉を開始することを、EU加盟28カ国によって許可された。そうした協定は、全世界の航空安全を強化し、航空機部品の認証・試験・保守、航空事業、航空機搭乗員許認可、航空交通管理、空港を含む航空安全分野における協力を可能にするだろう。また、相手国における高水準の安全を確保するとともに、全世界における製品規格の整合化を助けつつ、航空機輸出の取引費用も低減するだろう。

提案：

- 事務上の障害を取り除くことによってEU・日本間のビジネスチャンスを開拓するため、二者間航空安全協定をできるだけ早急に締結することを目標にEUと日本が交渉を開始するよう促したい。

■ 羽田での大型航空機利用の促進

年次現状報告：限られた進展。2016年リオ五輪が成功のうちに幕を閉じた後、2020年東京五輪まであと4年を切り、2015年の訪日外国人旅行者数がすでに2,000万人近くに達するなか、日本政府は、2020年に最大4,000万人という新たな目標を据えている。したがって、現在東京で優先的に利用される空港となっている羽田空港が旅客数増大に対応できることがきわめて重要である。EBCは羽田空港でボーイング747-8iを運航することをルフトハンザに認める決定を歓迎しているが、各航空会社にエアバスA380の運航も認めるべきである。全日空が2019年から東京・ホノルル間でA380航空機を就航させることを計画しているなか、羽田空港はそうした運航について利用可能でなければならない。羽田空港での日中のA380運航を認める決定は、追加の発着枠を提供する必要なしに、羽田空港を利用する乗客数を増やすことになる。A380が新世代航空機の中で騒音環境影響が最も小さいことは、付加的な利点となる。

提案：

- A380航空機による羽田空港の利用についての検討に、A380運航を考えている航空会社を可及的速やかに参加させるよう要望する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F.

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

宇宙

はじめに

内閣府に設けられた宇宙政策委員会と宇宙開発戦略推進事務局（National Space Policy Secretariat: NSPS）は現在、すべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。2015年1月に新しい「宇宙基本計画」が採択された。宇宙は、重要な産業・商業分野として扱われるとともに、今や公式に国家安全保障資産として扱われている。日本の多額の公的債務は、宇宙政策の効果的な統一を必要不可欠にする一因となる。健全な国内宇宙産業を維持することを目指して、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、宇宙産業はなお国内政府契約がほとんどである。

経済産業省は、政府開発援助（ODA）資金を通じて新興国に衛星システムを供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援する。パッケージはしばしば、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は紐付き、つまり日本国内の業界に発注しなければならない、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを基本的に排除するゆがんだ市場を生み出している。2015年8月、内閣府は官民一体による宇宙システム海外展開タスクフォースを立ち上げた。

民間衛星市場（年間約1基の商業衛星）は、表向き、開かれている。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星（MTSAT）および放送衛星（BSAT）シリーズしかない。

政府入札への直接応札は一般に、外国企業にとって不可能である。入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の科学技術衛星、経済産業省管轄下のいくつかのプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星（IGS）がある。NSPSの優先事項は、日本の測位・航行・計時衛星システムである準天頂衛星システム（QZSS）である。防衛専用の通信衛星プログラムも進行中である。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲が欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

アリアン・ロケットは日本で成功を収めており、協力面でより幅広い役割を果たせる。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社は、ありうるロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、商業顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を可能にしている。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは10年間棚上げされている。

官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトの持続的なリスクとして、政府用と商用双方のペイロードを搭載する衛星の場合、衛星の製造と打上げに関する限り「政府用」と宣言される可能性がある。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されるおそれがある。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBCは、管轄権をより一貫性ある分かりやすいものにしてきた日本の宇宙関連の行政改革をおおむね支持している。しかしながらEBCは、日本の宇宙政策を尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し、欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、テクノロジー、商業的成功といった面でプラスになると確信する。EBCは、現行のFTA交渉が、公開市場についての日本の主張が信用に足るものであることを証明するよう日本に促すことを期待している。

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次現状報告：保護主義のリスク。まもなく導入される新しい衛星プロジェクトの承認制度や、将来のPPPプロジェクトの取り扱いは、保護主義の新たなリスクを伴っている。EBCは、互恵的な通商と協力の縮小ではなく拡大を提唱する。欧州産業に対しての開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。さらに、欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供する。

提案：

- 政府用と商用の両方の側面を持つ衛星プロジェクトは、外資の参加を除外する目的で「政府用」と宣言されるべきではない。
- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用すべきである。
- 政府は、衛星プラットフォームおよび地上システムに関する日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。

■ 衛星

年次現状報告：進展なし。日本は、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。

提案：

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告：進展なし。欧州と日本は、ほぼ同時にそれぞれの次世代打上げ機開発をスタートさせたが、この分野での有意義な協力はほとんど行っていない。政府衛星の打上げの遅れを減らすためのバランスのとれた相互バックアップ協定の計画は2002年に日本の宇宙当局によって前向きに評価されたが、この件に関しての政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

提案：

- 政府の衛星計画は、スケジュール通りの打上げをますます必要とする。EBCは日本と欧州に対し日欧の衛星打上げ機の間の効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- 欧州と日本は、それぞれの新世代打上げ機のための非クリティカル・コンポーネント開発面の協力も検討すべきである。ロケット事業合弁会社、エアバス・サフラン・ロンチャーズ（ASL）の設立と、欧州の新しい開発組織体制は、民間主導の開発協力を実現しやすくする。

■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、サブシステムと部品に依然限定されているため、外国のサプライヤーは不利な立場に置かれている。

提案：

- 地上設備分野の日本の国際調達はシステム全体を含むべきである。地上処理装置など標準品の調達手続は欧州のサプライヤーを不利な立場に置いてはならない。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

防衛・安全保障

はじめに

日本は世界第3位の経済大国であり、EU、米国およびNATO（北大西洋条約機構）にとっての重要な同盟国として、アジア太平洋地域および世界規模で共通の価値観と関心を共有している。

日本を取り巻く安全保障環境は依然複雑である。中国は依然、尖閣諸島の領有権を活発に主張しており、これは、北朝鮮のミサイル開発やそうした兵器を発射する能力と相まって、先行き不透明な環境を生み出している。さらに、韓国（竹島）やロシア（北方領土）との政治的緊張も相変わらず続いている。こうした事情から、日本は、国際舞台で一層の役割を果たすためには、米国以外にも協力の手を広げなければならないことを認識しており、オーストラリアやインドといった他の海国との協力拡大に着手している。重要なこととして、自民党は、欧州との間で一層強力な防衛および安全保障面の結び付きを設けるといふ、前政権与党、民主党の目標を踏襲してきた。

防衛協力のための二国間協定の調印は、英国と日本の間では2013年7月、フランスと日本の間では2014年3月に行われた。ドイツと日本との同様の協定は2016年末までに締結される。EBCはこうした動きを歓迎するとともに、それぞれの協定が遅滞なく利用されるよう期待している。政府は2014年全体を通じ、自国の防衛予算だけでは日本が望むすべての防衛力を開発することはできず、とりわけ欧州の防衛産業との国際共同開発プロジェクトに国内の防衛産業が参加することを期待していることを明確に示唆した。2016年には、EUと日本の防衛機関の間で多数の二者間イベントが実施され、EU側との協力を深めることへの日本の防衛機関の新たな関心が浮き彫りになっている。

EBCは、こうした変化や、防衛省、外務省、経済産業省、および日本経団連の防衛生産委員会と会って、基準について話し合い、日EU産業協力にとっての可能性を探る機会を歓迎している。2016年には、産業界の対話を促進するため、経産省と、EBC、GIFAS（仏航空宇宙工業会）、ADS（英国航空宇宙防衛産業協会）を含む様々の欧州の団体との間の一連のフォーラムが引き続き開催された。

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告：若干の進展。EBCは、欧州との協同防衛プログラムを進めたいという日本政府の意向や、欧州の個々の国々との二国間協定の進展が、防衛装備品取得プロセスの修正や、意思決定の透明性の向上につながると期待している。EBCは、以下に掲げる提案も、日本の産業が防衛輸出の世界に参入する準備を整えるなか、日本の産業に益すると確信する。

提案：

- 日本は、調達手続の要求仕様書（SOR）をより広く公開し、ライフサイクルコスト（LCC）を一層重視することによって、外国供給メーカーに対して透明性を向上させるべきである。
- 防衛省は、競争を強化し開発リスクを低減するため、各防衛プロジェクトの当初の研究開発段階向けに最新のNATOおよび民間の基準の採用を検討すべきである。
- 政府は、公開入札の条件に含まれる無制限の違約金を撤廃すべきである。これは、日本の入札者に比して外国の入札者を相当不利な立場に置くからである。
- 防衛省は、外国メーカーから価格面および現地の調達効率で最良の条件を引き出すため、武器購入のための複数年契約方式も実施すべきである。
- 政府は、新設された防衛装備庁の組織と機能を欧州産業界に提示・説明すべきである。

■ 産業協力

年次現状報告：進展。ここ2、3年間、経産省、欧州の諸団体（EBC、GIFAS、ADS）、日本経団連の協賛によって開催された一連の日欧防衛フォーラムが、日本と欧州の防衛産業間の一層緊密な対話を促進してきた。日本の防衛産業の再活性化は、協力の多角化、ならびにデュアルユース・テクノロジーに関する新たな開発プログラムへの参加が決め手になるだろう。この点で、欧州の防衛・航空宇宙産業は共同開発の数々の新しい機会を提供することになる。

提案：

- 日本とEU加盟国は、より中身のある産業協力防衛プログラムを速やかに推進して、現行の協定が十分活用されずに終わるリスクを避けるべきである。
- EU加盟国との防衛協定は将来の防衛協力にとってきわめて重要であり、EBCは、産業協力を促進するため、継続中のすべての話し合いをまとめ完了することを強く提案する。
- EU諸国と日本の協力が成功を収めるためには、知的財産権が常に尊重されなければならない。
- 産業政策を担当する日本の当局に対し、民間市場と軍事市場の両方に対応する技術を支援するための公的資金を提供すべきである。

■ 防衛関連輸出

年次現状報告：若干の進展。欧州の防衛産業は、外国の政府および産業との直接的な販売ならびに協力を通じ、世界防衛市場の大きなシェアを占めている。欧州の防衛関連企業は、日本の防衛産業と協力して、より幅広い市場用途を有するとともに協力を通じて輸出可能なプログラムを開発することを熱望している。とはいえ、日本が輸出を認めうる諸国の「優良国リスト」をまとめるためには、武器輸出三原則のさらなる緩和が必要である。

提案：

- 政府は、防衛関連輸出政策の策定を継続すべきである。

Mr. John Mader

Chair, Construction Committee

(Senior Project Manager, Lendlease Japan, Inc.)

c/o Lendlease Japan, Inc.

Akasaka Enokizaka Mori Bldg. 3F

1-7-1, Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03- 6866-5610

Fax 03- 6866-5607

建設

はじめに

現在行われている財政面からの景気刺激策、2011年の東日本大震災および2016年4月の熊本地震以降の継続的な復興活動、東京五輪へ向けての建設プロジェクトから見込まれる需要は、住宅および非住宅建設の継続的な需要を保障することになる。さらに、日本の住宅市場は、マイナス金利をはじめとする政府の対策の後押しを受けており、住宅資産価格指数は、国土交通省の数字によると、2016年5月には2.3%上昇した。

しかしながら、様々の難題が依然、日本の建設業界の足かせになっており、建設支出は、2016年度以降、最小限の前年比成長率で総額51兆8千億円にとどまる見込みである。実際、建設支出はここ数年横ばいとなっており、増大する需要を建設業界が今後とも満たせないことを示唆している。対応能力の限界の原因として、十分な建設労働力の不足がしばしば挙げられるが、建設材料の需要増大と、それに伴う価格高騰も一因となっている。さらに、現行の調達・実施方法は、タイトな工期の大規模公共プロジェクトでは問題をさらに悪化させている可能性がある。

新たな成長ポテンシャルを引き出す鍵は、結局のところ、持続可能性とエネルギー効率に関係した新しい規制と技術だろう。日本ではエネルギーの30%以上が建物によって消費され、この比率が伸び続けていることから、建設および不動産業界の活動はつぶさに監視されるようになってきている。東日本大震災と福島第一原発事故がまだ尾を引いて、供給物資が逼迫し価格が高騰する環境を生んでいるなか、エネルギーは依然、長期的な取り組み課題となっている。これを受けて、当局、企業、消費者は、持続可能性とエネルギー効率に新たな関心を寄せている。変化を推進し、目に見える結果を出すためには、規制強化が今や必要である。

地方自治体レベルでの多くの規制面の取り組みは、行政指導プロセスを通じて行われている。規制順守についての公正かつ技術的に十分な情報に基づく決定を行うことを求められるため、地方自治体は困難な立場に置かれる。場合によっては、地方自治体は、法律を正しく解釈するために必要な知識もなしに、また時には国際的なスタンダードにお構いなしに、決定を行う。これは、すべての関連行政指導基準を絶えず把握しておこうとする国内企業やとりわけ外国企業の努力を台無しにする。さらに、文書の多くは日本語でしか提供されていない。これは透明性を低下させ、たとえ関連の技術能力を持ち合わせている場合でも、外国企業が機会を認識したり規制を順守したりすることを困難にする。

EBCは政府に対し、持続可能な慣行を促進する政策を優先することを促すとともに、地方向けや独自のインセンティブ、半強制的な行政指導という、現在の組み合わせに代わるものとして、規制の標準化と、グローバルな同等資格や国際的に認められた評価手法の適用を提唱する。

FTA/EPAへの主な論点

- 建設材料規格の整合化と相互受け入れ
建設材料規格の整合化を図り、EN規格（欧州規格）とCEマーキング（Conformité Européenne）をJIS/JAS規格（日本工業規格／日本農林規格）と相互交換可能な形で用いることができるようにするため
- 請負業者資格の相互受け入れ
- 建設調達に関する規則の透明性と厳密な実施

主要な問題および提案

■ 建設材料規格と請負業者資格の整合化

年次現状報告：進展なし。欧州企業が提供するような革新的な設計、技術、建材、工法を日本でより容易に利用できるようにするには、過剰な規制の改革や、必須の認可を取得するための不必要に複雑な手続の合理化が必要である。日欧の規格と試験方法の整合化はほとんど進展していないため、再試験や再認証がまだ必要とされており、これは、日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。

提案：

- 日本とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきであり、また、これが包括的FTA/EPAに向けての交渉で取り上げられることを保証すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。
- 日本の当局は、建設業許可証を交付する際には、海外での同様の経験を、国内の経験と同等のものと認めるべきである。

■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告：若干の進展。建物の断熱の改善は、エネルギー使用とCO2排出量を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す。断熱の改善は維持費も低下させ、したがって投資収益を高める。日本のほとんどの建物のエネルギー効率、国際水準やベストプラクティスをはるかに下回っている。日本は新規の建物により高い性能を義務付ける規制を導入済みであり、したがって次のステップは当然、既存の建物のエネルギー効率を向上させることである。建物のリノベーションを奨励することを目指した長期的インセンティブを検討すべきである。建物のリノベーションを奨励することを目指したインセンティブを検討すべきである。リノベーションの機会、簡単な部材交換（二重ガラス窓、高効率エアコン、壁・床・天井の断熱改善、熱貫流率の低い窓）から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全対策のための新技術の利用まで、多岐にわたっている。

提案：

- 政府は、二酸化炭素排出量を削減するための一層野心的な目標（現行の目標は、2030年までに温室効果ガスをほんの26%削減すること）を設定する簡単な方法として、建物のエネルギー効率を促進することを目指した規制の強化を継続すべきである。利用可能な最良の技術と環境性能を測定する透明性ある方法を利用すべきである。
- 政府は、建物について的大幅に厳しい断熱基準を命じるべきである。CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/CEC（年間熱負荷係数/エネルギー消費係数）計算といった諸制度は正しい方向への一歩である。

■ 情報と規制の透明性とアクセス可能性

年次現状報告：進展なし。目下、国内の建設関係の法律やガイドラインの多くは、地方自治体の裁量に委ねられている。これは当局間に不要な差異を生じる余地や、潜在供給業者にとっての不確実さを生み出す。さらに、多くの地方自治体の決定は、法律を正しく解釈するために必要な知識を欠いているため、首をかしげたくなるようなものもある。

提案：

- 建設市場を規制する政府当局は、現在存在する地方の規制の寄せ集めを合理化するため、および法的枠組みを明確化することによって地方自治体をサポートするための適切な措置をとるべきである。

■ 入管法

年次現状報告：若干の進展。東北地方の継続的復興と、オリンピックのための建設プロジェクトから見込まれる需要は、ただでさえ逼迫した建設労働市場にさらに負担をかける。「日本再興戦略」の下、外国人研修生は今や、日本にさらに2年間（通算すると5年間）滞在することを認められ、女性は労働市場への参加を奨励されている。

提案：

- 日本は、女性の労働市場参加を拡大する取り組みを継続するとともに、入管政策を自由化して、建設会社が海外の熟練労働力を期限付き契約で利用できるようにすべきである。

Mr. Carl-Gustav Eklund

Chair, Materials Committee

(Representative Director, President, Hoganas Japan K.K.)

c/o Hoganas Japan K.K.

Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3582-8280

Fax 03-3584-9087

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した各種製品といった多数の技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによってのみ達成できる。本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれている。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。同じことは、国内の生産水準が需要の10%に満たない、バッテリー産業に必要な不可欠な四酸化三マンガンについても言える。

関税は、欧州と日本の間の貿易拡大にとっての障壁である。事務上の負担、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用といった形での非関税障壁も同様であり、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税の撤廃や分類・手続の整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界によってより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。

化学物質は通常、経済産業省（経産省）の管轄であり、経産省は、化学物質を規制する規則を整合化する任務に取り組んでいる。しかし数年前、厚生労働省（厚労省）は、取り扱う人に害をもたらす化学製品の表示方法についての検討を開始した。あいにく、厚労省の作業は孤立した形で行われたようで、2016年7月1日に施行された同省の新しい制度は論理性を欠いている。一例を挙げれば、日本で登録されていない製品の場合、たとえCAS（Chemical Abstract Service）登録番号を有していても、厚労省の警告表示ラベルは製品の（最終物質よりむしろ）化学成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づくため、今や有害と表示されかねない。さらに、REACH（化学物質登録評価許可規制）に基づいて欧州で実施された試験の結果を用いることができるのかどうかは依然不明確である。しかも、欧州企業が厚労省の規則を理解して順守する助けになる英語の情報はごくわずかしかない。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、産業用原材料のすべての関税を廃止すべきである
- EUと日本は、EUのREACHと日本の化学物質審査規制制度を整合化して相互に承認するために協力すべきである

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告：進展なし。目下、日本は一部の金属に対する関税を維持している。こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。したがって、輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。生産コストの40%をニッケルのコストが占めるステンレス産業にとって、関税は競争力を決定する上で大きな役割を果たす。同じことは、バッテリー産業や太陽光発電産業にも当てはまり、こうした産業において、関税を通じて追加される付加コストで企業に不利益をもたらすことはほとんど意味をなさない。EBCは、投入材料を無関税で輸入できれば、こうした産業分野でさらなる投資を行うことができるかと確信する。炭化ケイ素と四酸化三マンガンに関しては、国内生産が需要の10%しか占めていない現状では、これはとりわけ懸念すべきことである。さらに、日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、恣意的な分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案：

- 政府は、EU-日本FTA/EPAの下で、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。
 - ◇ ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - ◇ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン
 - ◇ 非有機化学製品およびポリマー
- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告：若干の進展。現在、EUと日本は共に化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出入業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、欧州製品が日本での販売向けに試験および承認されるために、商業的に機密の情報を日本の競合他社に引き渡さねばならない場合があることも懸念している。これは競合他社に不当な優位をもたらす、不公正な市場競争条件を生じさせる。

提案：

- 日本とEUは、それぞれの登録制度を整合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、再試験と無用の事務上の負担を回避できるようにすべきである。

■ 化学物質に関する作業安全表示

年次現状報告：新たな問題。製品がCAS登録番号を有しているにもかかわらず日本で登録されていない場合、厚労省は物質の実際の性質を考慮せずに、個々の成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づいて警告表示ラベルを適用する。これは、化合物が不必要に「危険」と表示されることにつながりうる。さらに、この法律に関して、英語の情報が不足している。

提案：

- 厚労省は、日本で現在登録されていないとはいえ、国際的なCAS登録番号を有する化合物を十分に考慮すべきである。
- 厚労省は、輸入会社が厚労省の規制を順守する方法に関する、英語を含む適切な情報を提供すべきである。

Mr. Taku Niioka

Chair, Energy Committee

(Manager, Business Development Dept.

Power Grids Division, ABB K.K.)

c/o ABB K.K.

ThinkPark Tower 22F., 2-1-1 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-6022

Phone 03-4523-6000

Fax 03-4523-6190

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、それぞれの地域における発電・送電・配電を事実上独占する10社の地域電力会社（一般電気事業者）によって運営されていた。2000年3月に大口需要家に対する電力の小売りの部分自由化が導入された。当時の経済産業省は、安定した電力供給を確保するために発電・送電・配電の垂直統合を維持する限定的な自由化モデルを選択。しかし2011年、東日本大震災とそれに伴う福島原発事故により、一般電気事業者間の系統連系容量不足、競争の不在、電力料金の強い統制、再生可能エネルギーを大量に接続する為の柔軟性の欠如など、限定的な自由化モデルの脆弱さが明らかになった。

こうした諸問題に対処する為に、経産省・資源エネルギー庁によって計画された電力市場改革の一環として、手始めに2015年8月に電力広域的運営推進機関（OCCTO）が設立、その後同年9月には市場を監視・規制するために、経産省下に電力取引監視等委員会（EMSC）を設置した。次に2016年4月に小売全面自由化が導入された。そして、一般電気事業者からの送配電事業の法的分離が2020年をめどに予定されている。EBCは、公正で透明性あるプロセスによって、電力市場における健全な競争が可能になると確信している。

1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用を増大させ、ガス・石油・石炭の輸入依存度の低下に乗り出した事により、原子力の2010年における電源構成の26%を占めるに至った。しかしながら2012年以降は日本の原子力発電所すべてが停止され、安全審査と改良プログラムを立ち上げて現在も継続中である。2015年8月に2つの原子炉、川内原発1号機と2号機が再稼働、続いて2016年8月に高浜原発3号機と4号機（大津地方裁判所による運転差し止め命令のため、目下停止中）と伊方原発3号機が再稼働した。

日本のエネルギー政策基本法は以下の目標を掲げている。

- 安定供給の確保
- 環境への適合
- 市場原理の活用（前二条の政策目的を十分考慮しつつ）

2014年4月、政府はエネルギーミックスの見直しを行い新しいエネルギー基本計画を採択し、以下の点を確認した。

- 原子力はベースロード電源の重要な供給源であり、「可能な限り低減させる」とはいえ、「安定供給、コスト低減の観点から、確保していく規模を見極める」。
- 再生可能エネルギーの目標は「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指す」ことである。
- 再処理を含む閉じた核燃料サイクル方針を継続する。

2015年7月、経産省は、安全性、エネルギー安全保障、経済効率、環境に関しての目標の達成を目指した2030年の新しいエネルギーミックス目標を承認した。この目標ではエネルギーミックスは、原子力20～22%、液化天然ガス27%、石炭26%、水力9.2%、その他の再生可能エネルギー13.4～14.4%となっている。その後、2016年6月に固定価格買取制度の法律（FIT法）が改正された。さらに、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正（改正FIT法）が公布された。これは、2016年7月31日までに系統接続契約を締結していなかった発電事業計画に重大な影響を及ぼすことになり、新規発電事業計画の期日以降の契約締結には3年の開発期間の限定が適用される。

EBCはこの分野におけるEU・日本間の提携をさらに強化し、商業的交流の促進、共通の標準規格に関するコンセンサスの醸成、COP21のCO₂ 排出量削減目標達成の支援、可能な限り低コストでのエネルギー利用の促進を進めるべきだと確信している。政府の2030年エネルギーミックス目標で、2030年における温室効果ガス（GHG）排出を2013年比で26%削減という目標を、実現する事が可能かどうかを確認して見直すとなっている。新規石炭火力発電所を増設する今日の投資計画は、これにより座礁資産につながりかねない。

主要な問題および提案

■ 安定供給とコストのかねあい

年次現状報告：若干の進展。安定供給は今後とも、日本経済に関する政府の最優先課題であり続けるであろう。化石燃料の輸入コストが、日本の産業全般のグローバル市場における競争力を脅かすとはいえ、今後ともエネルギーミックスの柱であり続ける公算がきわめて大きい。

提案：

- 一般電気事業者の設備投資（CAPEX）と運用コスト（OPEX）を低下させるため、国際標準の製品とソリューションを受け入れる。
- 世界貿易機関（WTO）のガイドラインに沿って、一般電気事業者の調達透明性を向上させる。
- 再生可能エネルギーの開発を奨励する。この開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指した現実的な目標を立てて野心的に実行しなければならない。
- 原子力は日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けるため、その長期的な持続可能性が、あらゆる安全問題への信頼できるアプローチ、および、使用済み核燃料のリサイクルと放射性廃棄物の最終処分に関するバックエンド対策の円滑な実施に必ず基づくようにする。既存原発の老朽化問題（老朽化した原子炉のプラント寿命延長および／または交換ならびに廃炉を含む）に対処することも必要になるだろう。
- 化石燃料は今後ともエネルギーミックスにおける最も重要な電力源であり続けるので、温室効果ガスを低減するために、石炭よりも天然ガスの使用を今後の発電投資において優先する。

■ 送配電

年次現状報告：進展。日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。3つの周波数変換所だけで50Hz系統と60Hz系統を連系している。連系容量が、一般電気事業者及び50Hzと60Hz間において十分な容量が無いのは、安定供給にとって重大なリスクである。対照的に欧米の送電網は、高圧直流送電（HVDC）の使用に関する広範な計画を設けている。これは、地域間連系強化によりエネルギーの流れに柔軟性を持たせ、更なる新エネルギーの大量接続を容易にする。

提案：

- 2020年の法的分離に備える間、安定供給と公正な市場メカニズムを確保する規制を実施する。
- 送電・配電事業者（TDSO）間の連系容量を強化して公正な電力取引を実現し、TDSO間の統合などを奨励するため、OCCTOとEMSCの権限を強化する。
- 国内と国家間の双方において系統間連系の開発を推進し、高圧直流送電（HVDC）、周波数変換器（50-60Hz）、フレキシブル交流送電システム（FACTS）、二次電池電力貯蔵システム（BESS）などを用いて系統全体の柔軟性を達成する。

■ 原子力および原子力安全

年次現状報告：若干の進展。福島第一原発事故を受けて、日本は原子力安全規制機関を改革した。2012年9月に原子力規制委員会（NRA）が設置され、2013年7月、NRAは、原子力発電所に関する新しい原子力安全基準と原子力安全規制を導入した。これらは、2013年12月にその他の原子力施設に拡大された。NRAは目下、日本のすべての原子力発電所の安全性をチェックして、それらが新しい規制に従っているかどうかや、再稼働を許可しうるかどうかを判断している。2016年5月現在、10社の電力会社が合計25基の原子炉の安全評価をNRAに申請済みだった。

提案：

- 世界全体の原子力安全レベルを向上させるために、国際原子力機関（IAEA）や世界原子力発電事業者協会（WANO）といった国際機関との協力と透明性ある交流を拡大する。
- 使用済み核燃料と放射性廃棄物用の中間および最終貯蔵施設一式を開発する。
- 原子炉再稼働に関するプロセスを明確化する形に法的枠組みを改める。

■ 風力エネルギー

年次現状報告：進展なし。風力エネルギーは、日本が輸入化石燃料への依存度を低下させるとともにCO₂排出量削減目標を達成する助けとなりうる。最新式の風力タービンは、今では、大規模送電系統から孤立した地域送電網まで、あらゆる種類の既設電力系統とうまく連系する高度な技術を採用している。

提案：

- 風力発電所開発コストを高める不必要な規制を減らすことによって、陸上風力発電所と洋上風力発電所の開発を促進する。これは、風力発電所開発のための時間枠を不当に延ばす環境影響評価要件を改めることによって達成できる。
- 国際電気標準会議（IEC）が遂行している風力エネルギーの技術規格活動から学んで恩恵を受ける。風力タービンおよびその構成部品に関して、技術要求事項として、既存の国内認証基準よりむしろ、国際的に受け入れられた認証基準を採用し国際認定を受け入れる。これは、投資拡大と日本の技術輸出を共に促進するだろう。

■ 太陽エネルギー

年次現状報告：若干の進展。発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための特別許可取得の煩雑な手続、および、地域電力会社からの妥当な連系の約束の取りつけや電力会社規模の太陽光発電（PV）案件用プロジェクト融資確保の難しさである。日本の電力会社が間もなく直面するであろう付加的な難題は、再生可能エネルギー発電の散在する発電所で変動する発電量を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

提案：

- ソーラーモジュール、システム部品、設計適格性確認に関し、既存の「日本独自」の部品および認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用する。
- 利用可能な国際基準に基づいた、国内外を問わない認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用する。
- 系統連系コスト削減およびリードタイム短縮を狙いとして、太陽光発電プロジェクト建設を新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、一般電気事業者インセンティブがある標準化プログラムを設ける。
- さらなる系統連系を奨励し、既存の揚水発電所、蓄電池貯蔵を活用し、さらなるPV統合のための水力への転換等の新技術を考慮する。

■ エネルギー効率の良い照明

年次現状報告：進展。照明の世界需要の増大は、資源の制約と気候変動に悩まされる世界にあって、照明製品のエネルギー効率向上の必要性を生み出している。照明は現在、世界電力消費の約20%を占めており、照明産業は、環境規制の変化やCO₂排出量削減要件への適応を図る必要がある。従来の照明技術に勝るLEDの主な利点は、低電力消費とより長い寿命である。さらに、LED技術、照明制御、ソフトウェアの統合は、新しい市場を生み出す新しい機能性やサービスを可能にする。従来の照明からLED照明への移行、ならびに個別の製品から接続された照明システムおよびサービスへの拡大の結果、魅力的で革新的な照明が利用可能となっている。モノのインターネットを照明へと拡大する面での進歩と、そのイノベーション主導の戦略は、エネルギー効率の良い良質の照明をもたらし、人々がスマートシティや、スマートリテーリング、スマートオフィス、スマートホーム用のアプリやクラウドベースのサービスを通じ、新しい照明体験や恩恵を享受できるようにする。

提案：

- デジタル照明の導入を促進する。
- 照明の接続性を奨励する。

補遺

**Pinnacle Sponsors
Gold Star Sponsors
Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
Executive Operating Board
Board of Governors**



PINNACLE SPONSORS

CHANEL

PINNACLE SPONSORS

PHILIPS



GOLD STAR SPONSOR



BLUE STAR SPONSORS



Freshfields Bruckhaus Deringer



H&R GROUP

More Than Relocation



BLUE STAR SPONSORS



Kingdom of the Netherlands



SPECIAL SPONSORS

Airbus Japan K.K.

Cardif, BNP Paribas

LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.



SPONSORS

Austrian Business Council

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

Coloplast K.K.

Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.

DHL Supply Chain Ltd.

Hoganas Japan K.K.

ING Bank N.V.

Japan Europe Trading Co., Ltd.

Johnson & Johnson K.K., Consumer Company

SPONSORS

Laerdal Medical Japan K.K.

Lendlease Japan, Inc.

Lufthansa German Airlines

Nestle Japan Ltd.

Nippon Becton Dickinson Company, Ltd.

Roche Diagnostics K.K.

Swiss Business Hub Japan

Vodafone Automotive Japan KK



SUPPORTERS

B. Braun Aesculap Japan Co., Ltd.

Danish Chamber of Commerce in Japan

Danone Japan Co., Ltd.

Delegation of the European Union to Japan

Embassy of the Czech Republic

Finnish Chamber of Commerce in Japan

German Chamber of Commerce and Industry in Japan

Imerys High Resistance Minerals Japan K.K.

Intesa Sanpaolo s.p.A.

Ireland Japan Chamber of Commerce

METRO Cash & Carry Japan K.K.

Nicole Racing Japan Co., Ltd.

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Radiometer K.K.

Scandinavian Airlines System

Schenker-Seino Co., Ltd.

Solton Co., Ltd.

Takase Corporation

ZF Japan Co., Ltd.



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Danny Risberg

President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5000; Fax: 03-3740-5012

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

President, EU Japan Consulting & Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara
Setagaya-ku, Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

EOB Members

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President, Wuerth Japan K.K.
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

Els Verhulst (Belgium/Luxembourg)

CEO
E.L. Consulting & Trading Co., Ltd.
257-12 Naganuma-cho, Inage-ku
Chiba-shi 263-0005
Tel: 043-250-7004; Fax: 043-250-7004

Jonty Brunner (Britain)

Regional General Manager, Japan & Korea
British Airways plc
Toranomon 37 Mori Bldg 9F
3-5-1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5401-5726; Fax: 03-5401-5745

Claus Eilersen (Denmark)

c/o Danish Chamber of Commerce in Japan
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Guy Bonaud (France)

Representative Director, General Delegate Safran Japan
Safran Turbomeca Japan
Loykrathong Toranomon Bldg. 3F
4-1-9 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5408-1083; Fax: 03-5408-1085

Albert X. Kirchmann (Germany)

Representative Director, Chairman of the Board
Mitsubishi Fuso Truck and Bus Corporation
1-1-2 Kashimada, Saiwai-ku, Kawasaki
Kanagawa 212-0058
Tel: 044-330-7071; Fax: 044-330-5831

Matthew G. Connolly (Ireland)

Managing Director
EIRE Systems K.K.
Suruga Bldg., 3-24-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5484-7935; Fax: 03-5484-7934

Francesco Tiberio (Italy)

MM Powertrain Japan, Chief Technical Officer
Magneti Marelli Japan K.K.
Shinyokohama Square Bldg. 13F.
2-3-12 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama 222-0033
Tel: 045-478-0391; Fax: 045-478-0095

Hiroshi Ishiwata (Netherlands)

President and Representative Director
ASML Japan Co., Ltd.
Gotenyama Trust Tower Bldg. 4F
4-7-35 Kitashinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001
Tel: 03-5793-1801; Fax: 03-5793-1838

Rune Nordgaard (Norway)

Vice President, Norwegian Chamber of Commerce in Japan
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2620

Takeshi Fujiwara (Sweden)

Vice President, Hospital Care Division
B. Braun Aesculap Japan Co., Ltd.
JEI Hongo Bldg.
2-38-16 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033
Tel: 03-3814-2948

Markus Gfeller (Switzerland)

President & CEO
G&S Japan K.K.
The Plaza F Building 801
5-35-15 Narita-Higashi, Suginami-ku, Tokyo 166-0015
Tel: 03-6323-6975; Fax: 03-6321-4816



BOARD of GOVERNORS

EBC Chairman

Danny Risberg

President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5000; Fax: 03-3740-5012

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner

President, EU Japan Consulting & Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara
Setagaya-ku, Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian
Managing Director, Head of Business Unit
Semicon
PLANSEE Japan Ltd.
Ark Hills Sengokuyama Mori Tower
1-9-10 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-3568-2451; Fax: 03-3568-2450

Representative

Ingomar Lochschmidt
Commercial Counsellor, Head of Commercial
Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu
Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot
President, Triple-A Management, Ltd.
Isobe Bldg. 7F., 13 Samoncho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Senior Representative

Sophie Bocklandt
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F
23 Arakicho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Britain (BCCJ)

President

David Bickle
Director, Business Tax Services
Deloitte Tohmatsu Tax Co.
Shin Tokyo Bldg. 5F, 3-3-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8305
Tel: 03-6213-3743; Fax: 03-3101-8751

Executive Director

Lori Henderson
Ark Hills Front Tower RoP
2-23-1, Akasaka, Minato-ku
Tokyo, Japan 107-0052
Tel: 03-6426-5739; Fax: 03-6426-5749

Denmark (DCCJ)

President

Stefan Linde Jakobsen
President & Representative Director
Coloplast K.K.
11F., 2-1-30 Kudan Minami
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074
Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

Executive Directors

Nanami Mie Brandt & Serena Iida
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Finland (FCCJ)

President

Pekka Laitinen
Representative Partner, Septem Partners
Ark Hills Executive Tower 612
1-14-5 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 080-5172-5984; Fax: 03-3582-1229

Executive Director

Clas G. Bystedt
Forest View Meguro 101
5-11-17, Shimomeguro
Meguro-ku, Tokyo 153-0064
Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597

BOARD of GOVERNORS

France (CCIFJ)

President

Bernard Delmas
Representative Director Chairman
Nihon Michelin Tire Co., Ltd.
Shinjuku Park Tower 13F., 3-7-1
Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1073
Tel: 03-5990-5700 ; Fax : 03-5990-5620

Director General

Nicolas Bonnardel
Iida Bldg.
5-5 Rokubanchō,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Germany (AHK)

President

Nikolaus Boltze
Representative Director & President
ThyssenKrupp Japan K.K.
Akasaka Garden City 17F.
4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-6441-0643; Fax: 03-3224-1240

Chief Executive Officer / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Marcus Schurmann
Sanbancho KS Bldg. 5F, 2-4 Sanbancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

Iceland (ISCCJ)

President

Bolli Thoroddsen
Managing Director, Takanawa Partners
c/o Embassy of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3442-1975

Secretariat

Halldor Elis Olafsson
c/o Embassy of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Ireland (IJCC)

President

Gerard Mulligan
Senior Operating Officer, Head of Technical
Account Management, Asia,
Thomson Reuters Markets KK
30F. Akasaka Biz Tower
5-3-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6330
Tel: 03-6441-1701; Fax: 03-6441-1464

Executive Secretary

Ayumi Miyano
Ireland House 4F.
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Italy (ICCJ)

President

Kuniko Fujinami Weeks
President and Representative Director
A.Testoni Japan Co., Ltd.
No.5 Taiyo Bldg.,
7-10-8 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061
Tel: 03-3575-8021; Fax: 03-3575-8023

Secretary General

Davide Fantoni
FBR Mita Bldg. 9F
4-1-27 Mita
Minato-ku, Tokyo 108-0073
Tel: 03-6809-5802; Fax: 03-6809-5803

Netherlands (NCCJ)

President

Hans van der Tang
President, Japan Advisory Inc.
3-8-1-221 Nishiwaseda
Shinjuku-ku, Tokyo 169-0051
Tel: 03-5272-8286; Fax: 03-4496-6163

Office Manager

Etsuko Yamanaka
MBE 145, 3-28 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-8557
Tel & Fax: 044-740-1558

Norway (NWCCJ)

President

Keita Koido
President, Leroy Japan K.K.
Shinagawa Grand Central Tower 5F,
2-16-4 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-0075
Tel: 03-6712-1672; Fax: 03-6712-1673

Executive Director

Michal Berg
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719



BOARD of GOVERNORS

Poland (PCCIJ)

Chairman

Piotr R. Suszycki
Chairman, Polish Chamber of Commerce &
Industry in Japan
7F, Casa Nihombashi Bldg.
2-9 Kobune-cho,, Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Operation Manager

Taiko Niimi
7F, Casa Nihombashi Bldg.
2-9 Kobune-cho
Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Spain (Spanish Institute for Foreign Trade)

Representative

María del Coriseo González-Izquierdo
Economic and Commercial Counsellor,
Head of the Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
3F.,1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-5575-0431; Fax: 03-5575-6431

Sweden (SCCJ)

President

Thomas Ostergren
Representative Director, General Manager
Holding Japan, Atlas Copco K.K.
Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4, 11F.
2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03- 5765-7806; Fax: 03- 3455-0369

Executive Director

Hans Rhodiner
c/o Embassy of Sweden
1-10-3-303 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Switzerland (SCCIJ)

President

Michael Mroczek
Attorney at law (Switzerland)
Okuno & Partners
Kyobashi TD Bldg. 8F
1-2-5 Kyobashi, Chuo-Ku, Tokyo 104-0031
Tel: 03-3274-3807; Fax: 03-3272-2245

Office Manager - Liselotte Schneider

Executive Secretary - Alberto Zanonato
Burex Kojimachi 209
3-5-2 Kojimachi
Chiyoda-ku Tokyo 102-0083
Tel: 03-6256-9012; Fax: 03-6256-9013

Committee Chairmen Representative

Steve Burson

President, H&R Consultants K.K.
2F EXOS Ebisu, 1-24-14 Ebisu
Shibuya-ku, Tokyo 150-0013
Tel: 03-5449-6061; Fax: 03-5449-3267

Committee Chairmen Representative

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

Committee Chairmen Representative

James Paton

President, MHD Moet Hennessy Diageo K.K.
Jinbocho Mitsui Bldg. 13F
1-105 Kandajimbocho,
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051
Tel: 03-5217-9723; Fax: 03-5217-9751

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
E メール： ebc@gol.com ホームページ： <https://www.ebc-jp.com>